

○議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 3 月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第11号) の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 5 議案第 1 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 議案第 2 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4 号 財産の取得目的の変更について
- 日程第 9 議案第 5 号 関ヶ原町土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第 6 号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につ
いて
- 日程第11 議案第 7 号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算 (第12号)
- 日程第12 議案第 8 号 平成29年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第13 議案第 9 号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第
4 号)
- 日程第14 議案第10号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計 (直診勘定) 補正予算 (第
6 号)
- 日程第15 議案第11号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第16 議案第12号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第17 議案第13号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第18 議案第14号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第16号 関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第21 議案第17号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第23 議案第19号 関ヶ原町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 関ヶ原町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第21号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第23号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第24号 関ヶ原町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第25号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第26号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第28号 関ヶ原町指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第30号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第31号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第32号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第33号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第34号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第35号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第36号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第37号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第43 議案第39号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて

て

- 日程第44 議案第40号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
日程第45 議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算
日程第46 議案第42号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
日程第47 議案第43号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第48 議案第44号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
日程第49 議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
日程第50 議案第46号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
日程第51 議案第47号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算
日程第52 議案第48号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
日程第53 議案第49号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
日程第54 議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算
日程第55 町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	谷口輝男君	2番	室義光君
3番	子安健司君	4番	松井正樹君
5番	田中由紀子君	6番	中川武子君
7番	澤居久文君	8番	楠達男君
9番	川瀬方彦君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	柴田安寛君
教育長	中川敏之君	監理官兼 企画政策課長	吉田和司君
会計管理者 兼税務課長	藤田栄博君	総務課長	澤頭義幸君
地域振興課長	高木久之郎君	住民課長	三宅芳浩君
健康増進課長	澤孝一君	産業建設課長	西村克郎君

水道環境課長 兒 玉 勝 宏 君

診療所事務局長 小 林 好 一 君

教 育 課 長 岩 田 英 明 君

西 消 防 署 長 山 本 喜 嗣 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉 森 明 博

書 記 中 尾 浩 一

書 記 岡 村 加 奈 子

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番 川瀬方彦君、1番 谷口輝男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成29年11月分から平成30年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第4、承認第1号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第1号の提案説明からさせていただきます。

平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて御

説明を申し上げます。

昨年12月下旬から1月下旬の積雪により町道の除雪費の不足が生じたので、除雪委託料や時間外手当など合わせて845万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億4,817万3,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 承認第1号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ845万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ39億4,817万3,000円とするものでございます。

5ページの歳出をお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、除雪対策費の職員手当45万円につきましては、除雪作業に伴う職員の時間外勤務手当、また委託料、除雪作業委託料800万円につきましては、業者への委託料でございます。12月27日、また1月25日から27日及び30日の5日間、除雪作業を行い、1月分の支払いの予算が不足するため、専決で補正をお願いしたものでございます。

歳入につきましては、前年度の繰越金を充てさせていただきました。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） ちょっとしょうもないことですが、実際に予算的なものは余るんですか。それとも、これは完全に使う部分で専決で補正したもので、余ることはないんでしょうか。それだけお願いします。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 今回の専決処分でお求めした分につきましては、1月までの支払いの分のほぼ実績額で補正をさせていただいておりますので、後ほどまた2月分は補正予算のほうでお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。1月分まででございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 1点だけ伺います。

実際に除雪をする作業自体は、委託業者に対して、役場のほうからの指示、要請で業者さんは除雪されるのか、それとも、そのときの積雪ぐあい、除雪ぐあいを見て、これはこの地区に

ついてはうちが請け負っているんでということで業者の判断で実際の作業をされるのか、そこだけ伺います。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 広域農道、戦国ロードにつきましては今年度より県への委託になりましたので、県の除雪の出動判断基準に基づきまして、高橋工務店さんが自主的に作業のほうを出ていただいております。そのほかの町道につきましては、私ども産業建設課の職員が夜中の1時、2時ごろからパトロールをしまして、実際の積雪の状況を確認しまして、各業者のほうに、それぞれ積雪がある除雪の必要な地区のみ除雪の指示を出させていただいております。現状でございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） というのは、日にちは忘れたんですけども、結構降ったときに、業者の方が朝一番で除雪されたことはありがたいんですけども、夕方でしたかね、ほとんど道路にないにもかかわらず、何回も行ったり来たりして、そのことがどういう契約になっているかわからないんですけども、業者の判断でやられたのか、役場の指示だということだけ、ちょっと伺いたいなと思って質問したんです。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 早朝の場合は当然指示で出ていただいております。また、早朝1回の除雪できれいに除雪し切れな部分、また除雪が終わった後に降雪の場合もございまして、午後からもう一度お願いする場合がございます。そのお願いする場合も、地域によって格差がありますし、除雪路線も、野上のほう、また瑞竜、秋葉の辺も含めて除雪の路線になっておりますので、積雪のある部分については除雪をしていただいておりますが、翌日の積雪のことも考慮しまして、確認がてら一応一通り回ってほしいというお願いをさせていただいておりますので、正直なところ、余りないところはバケットを上げて走ってみえる場合もあるかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成30年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原2554番地の13、氏名、桐山文弘、生年月日、昭和29年7月31日。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第1号について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である桐山文弘氏の任期が本年3月25日をもって満了いたしますので、後任に引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 6 議案第 2 号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第 6、議案第 2 号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。
職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第 2 号 損害賠償の額の決定について。

町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。平成30年 3 月 7 日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 損害賠償の理由、平成17年 3 月22日付で国保関ヶ原病院と相手方との間で締結したレンタル用品設置契約について、有床診療所への転換により病床数が減少し、床頭台等レンタル用品の利用状況が極めて過少となったため、第12条第 1 項第 2 号の規定により、相手方と協議した結果、本契約を解除し、相手方に生じた損害を賠償するものである。

2. 損害賠償の額288万5, 829円。

3. 損害賠償の相手方の所在地及び名称、愛知県名古屋市中村区那古野 1 丁目47番 1 号、総合メディカル株式会社名古屋支店支店長 石川陽介。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。
西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第 2 号について御説明申し上げます。

関ヶ原診療所への転換により病床数を縮小させていただいたところですが、各病床に設置しておりましたレンタル用品の利用状況が極めて過少となったため、協議の結果、本契約を解除し、相手方に生じた損害を賠償するため、額の決定を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） それでは、議案第 2 号 損害賠償の額の決定についてを説明させていただきます。

平成17年 3 月22日付で、入院ベッドの周囲にあります床頭台やテレビ、冷蔵庫等をレンタルとして長期契約をしていました。患者の利用料、テレビカードから病院側の手数料を差し引いた金額がレンタル料として支払われていたため、実質リース料は無料でした。

契約当初はベッド数175床で、平成17年から 7 年契約をしておりました。途中、ベッド数が減ったときには、覚書として、病院側の手数料を減らし、契約をしていました。現在の覚書が2015年 3 月 1 日から2021年 2 月28日までの契約となっております。

ここで、契約の第12条、契約の解除に、乙は次の各号のいずれかに該当した場合、通知、催告なしに本契約を解除できるものとします。この場合、甲は乙に対し解約損料として、本契約の有効期間の未経過月数に物件 1 台当たり 1 万円を乗じた金額及び施行工事の未償却金額との

合計額を即時現金にて支払うものとします。

①甲の都合による申し出があった場合、②甲が本契約の各条項に著しく違反した場合、③営業を休止、廃止、または解散したとき、④強制執行、保全処分、または行政処分を受け、破産、またはこれに類する手続及び申し立て等があったとき、⑤乙が物件を保全する必要があると判断したとき、利用状況が極めて低調な場合は、契約期間中であっても、甲乙協議の上、本契約を解除することができるものとしますという条文がありまして、以上の条文の③の部分の、病院から診療所に変更したことにより、営業を休止、廃止ということに当たります。また、⑤の利用状況が極めて低調な場合に抵触することから解約損料が発生をします。

契約書に基づき計算をしますと、121台掛ける1万円掛ける36カ月で4,356万円の解約損料が発生します。また、売り上げ予測をもとに算出した場合、121台掛ける1,000円掛ける36カ月イコール435万6,000円となりますが、今回、相手側の好意により、引き揚げ費用、物件簿価の合計で算出をしていただき、その金額が税込み288万5,829円となります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 台数が減ったということなんですけど、これは契約上いたし方ないというふうに思うんですが、ほかの売店とか喫茶店の使用料というんですか、そういうのは何か整合性というか、そういうところはありますでしょうか。どんな契約をされているかということもあると思うんですけど、やっぱり利用状況が減ったというところでは考えないかなのじゃないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと金額は覚えていませんが、診療所に切りかえたときにやっぱりお客さんが相当減ったということで、相手さん方と協議させていただいて、以前のたしか半額ぐらいだったと思うんですが、落とさせていただいたという記憶がございます。ただ、半額か、ちょっと確認はとれていませんので、そんな記憶があるということで御理解いただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） この契約、平成17年3月22日付ということで今表示されているんですけど、7年契約で2015年から2021年、また契約を更新されているんですけど、この日づけが何で平成17年かというのと、今、本契約を解除しということで、今後の契約に関してはどうされたかということをお願いします。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 当初の平成17年に契約というのはちょっと記憶がないし、帳簿もちょっと残ってなくて、調べてもないものでちょっとわからんですが、175床に当時したときにレンタル用具を全て新品に切りかえたという経緯があって、そのときに契約をしたんだと思います。その途中にアナログからデジタルにテレビが切りかわったとかがありまして、そのときにも途中で覚書ということで変更をさせていただいております。

今後ですけど、今19床ありますので、予備の台数を1台含めまして、20台ということで契約をしようと思っています。相手方と交渉はまだ進んでいないんですが、一応うちのほうにリベートが何%か入るといふうで契約をまたする予定であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 平成17年に当初契約して、更新された契約というのは、7年ごとの随時更新ということになっていたのか、どういうことなんですか。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 覚書の中に更新するという条項がありまして、そういうふうで一応ずうっと流れてきています。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第3号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。平成30年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、町道小池玉線道路災害復旧工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額9,936万円。
4. 契約の相手方、不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店代表取締役 藤塚茂郎。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号について御説明申し上げます。

昨年10月の台風21号により被災いたしました道路災害復旧工事につきまして、去る2月22日に指名競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社藤塚工務店が落札いたしましたので、契約金額9,936万円で同社と請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 議案第3号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

今回の工事請負契約は、昨年10月23日の台風21号により被災した玉地内の町道小池玉線道路災害復旧工事でございます。

2月22日に指名競争入札を行い、9,936万円で株式会社藤塚工務店が落札をいたしました。

議案説明資料の4ページをごらんください。

被災前の構造は、内径が1,100ミリ（1メートル10センチ）のヒューム管2本の構造でございました。災害査定におきましては、既設ヒューム管2本分と同等の流下能力を有する内空が幅1,200、高さが1,000の現場打ちのボックスカルバートを設置することで承認をいただきましたが、今後、同規模以上の出水があった場合においても被災しないよう、ボックスカルバートの断面を幅が2,700、高さが1,800に拡大する計画とし、国の合併承認施行を受けたところでございます。

また、災害査定におきましては、7,376万2,000円の査定額の決定をいただきましたが、ボックスの断面を大きくすることに伴う工事費の増につきましては補助の対象外となるものでございます。

なお、国庫補助金の額は、補助対象額の3分の2の4,653万4,000円でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 室義光君。

○2番(室 義光君) 2点ほどお願いしたいんですが、まず1点目は、この契約書の表紙に出ています契約保証金ですね。これに関して993万6,000円、ちょうど1割だと思っただけ、これを規定する線引きはあるんですか。金額によって契約保証金を取るとかというようなことは、多分要綱か何かに出ておったと思うんですけど、そのところをちょっと確認したいのと、それからもう一つ、これだけの大きな金額ですので、やられる業者の方も大変だと思うんですが、保証金を取るんであったら、前払い金は普通でしたら3割ですね。町村の場合は3割だと思うんですけど、保証会社が入ったら4割ですか。ちょっとそこら辺のことを教えていただきたいんです。

○議長(子安健司君) 澤頭総務課長。

○総務課長(澤頭義幸君) まず1点目でございます。契約保証金の関係でございますが、たしか工事の約款のほうに出ていたと思うんですが、今ちょっと手元に約款がございませんので、たしか1割であったというふうな記憶をしております。

それと、前払い金の関係でございますが、今回契約をいたしますと、それも約款のほうに明記をされておりますが、たしか4割であったと思います。請求があれば前払い金のほうをお支払いさせていただくというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長(子安健司君) 2番 室義光君。

○2番(室 義光君) 今お聞きしたのは、例えばこれ約1億円に近いですね。少ないものはたしか取っていなかったと思うんです。そこら辺の線引きはどうですかということを聞いておるんです。例えば400万円か1,000万円ぐらいの工事でも契約保証金はつけていないと思うんですが、ちょっとそこら辺教えていただきたい。

○議長(子安健司君) 澤頭総務課長。

○総務課長(澤頭義幸君) 金額の基準でございますが、契約金額500万円を基準としておりますので、500万円以上については契約保証金というようなことでございます。よろしく願いいたします。

○議長(子安健司君) ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番(川瀬方彦君) ちょっと確認なんです、今回の工事をされる場所というのは、やっぱり玉地区の住民の方々の生活道路であるというところがありますので、ここの道路工事をされる際の安全管理体制の確保、現場監督が常駐して、当たり前の話なんですけど、安全確保、

ガードマン等々の兼ね合いなど、十分に考慮しなきゃいけない部分があるかと思います。なぜなら、昨年10月、別のところだったんですけど、現場監督がいないから指示が出せない、ガードマンが配置できない等々で2次災害が起きそうになったことも多々あったもんですから、確認のため質問させていただきます。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 安全管理体制につきましては、先般、2月8日に玉区の役員会のほうに工事の概要の説明をさせていただいております。その際にも同様の御指摘がございました。戻りまして、設計のほうを確認しましたところ、正直なところ、ガードマンの配置が見てございません。現在、見ていない状況でございます。それで、今後につきましては、必要に応じてガードマンの設置のほうを検討いたしたいと思っておりますので、最終的には変更契約のほうをお願いをしたいと思っておりますのが現状でございます。お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） ガードマンが要るのであれば、当然それも安全管理体制、確保のためにという部分で考えていただかなきゃいけない部分もあるかと思うんですが、業者さんの中で、元請、下請って当然あるかとは思いますが、下請だけに任せておいて、誰もいない。指示系統がうまくできないというところもあわせて、きちっと確認をとっていただきたい。当然西村課長も前の10月のときには見えていたので、大体内容はわかってみえるかとは思われますが、そのあたりの十分な打ち合わせ等が必要ではなかろうかというところでのお願いでございます。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 現場のほうは、町の災害復旧工事のほかにも、県管理の河川、砂防の災害復旧工事、また藤古川の1級河川の災害復旧工事等々で、これから1年の間に3カ所、4カ所、玉地内で工事が行われる予定でございます。先ほどの議員の御指摘のとおり、玉地区の住民の方に御迷惑をおかけすることのないように、また事故等が発生しないように、県とも十分その辺の調整をさせていただきまして、また業者のほうともまた協議をいたしまして、そういうことのないようにしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第4号 財産の取得目的の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第4号 財産の取得目的の変更について。

平成12年6月14日議案第100号で議決を得た財産の取得目的の変更について次のように変更する。平成30年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

取得の目的、変更前、保健・福祉施設建設用地、変更後、地域開発用地。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

平成8年度に土地開発基金で取得いたしました土地について、現在進めておりますグランドデザイン事業に伴います、仮称ですが、関ヶ原古戦場ビジターセンターの関連用地として活用いたしたく、現在の目的であります保健・福祉施設建設用地から地域開発用地へ目的を変更するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第5号 関ヶ原町土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

現在の土地開発基金の土地を、仮称ですが、関ヶ原古戦場ビジターセンターの関連用地として、町の財産として管理することに伴い、土地開発基金が不用となるため廃止するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今、提案説明が簡単に終わったので、これを廃止する理由として、今回、なぜ今の時点で廃止されるかの理由を先にお願ひします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 提案説明でも申し上げましたように、県でやっていただけるビジターセンターの建設用地のほうを県が使うということで、普通財産としてさせていただいて、その上で県に無償貸与するという考えでおりますので、そういったことで、今の基金で持っている土地を町の普通財産とする方法として2通りあるわけでございますが、1つは、行政利用として買い戻す方法、もう一つは、基金を廃止する方法ということでございましたので、今回、基金を廃止させていただいて、町の財産とするものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません。質問の仕方が悪かったと思います。これに関して、廃止することに対してどうのこうのじゃなくて、なぜ今の時点で慌ててというか、するかという理由を聞きたかったんです。回答はそっちのほうでお願いします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 県のほうでやっていただく関係で県と覚書の協定をしたいというふうに思っておりますので、その関係で進めさせていただきたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 例えば覚書をするために現時点でやるとするならば、その覚書というのは、例えば土地を賃貸借しようという目的だと思うんですけれども、それが具体的な話に、例えば面積とか、どこら辺までとか、商業ゾーンと向こうの部分と駐車場の部分と、多分そういう形になると思うんですけど、そういう具体的な話がまだはっきりしているのかしていないのかわからないので、そこが聞きたいのと、そういう賃貸借をやろうとする時点でも遅くはないかなという思いがあったもんで聞いているわけです。具体的なそういう話があるのかどうかも聞きたいと思います。覚書の内容的なものも少し説明できたら、お願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 現在、ビジターセンター本館は県のほうで基本設計が終わって、今、実施設計を進めておるんですが、この後、商業棟や外構等の基本設計を進める必要があります。どこまでの部分を外構として県が整備するのかということをしっかり区分する必要がありますので、それを年度末に向けてしっかり締結をするという話し合いを今進めておりますので、覚書が年度末に結ばれて、その後、外構を県が整備するというような形になってくるということです。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今の話ですと、例えば今、設計でここまで要るとかいう予定がある。例えば賃貸借とかいうものは、ここまで要りますよとか、そういうある程度の形ができて、契約とかするんですね。覚書というのは、適当にここまで貸しますよ。何を言われても了解しますよというような覚書なんですかね、そうすると。そういう意味にとれるんですけど、それでいいんですかね。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、御提案のことは、そういう捉え方も出てくるかと思いますが、町のほうとしましては、県とはやはりどれだけ必要かということをはっきりと決めた上で、どういう契約になるかはまだ決まっておりませんが、県が利用していただく面積を確定させていきたいと思っております。その中で、やはりあそこの用地につきましては、現在、駐車場に使っている部分もありますので、そういったところの残余の部分についても整備をさせていただくということで、今、どこまでという限定をするんじゃないしに、全体をもう既に町の財産のほうに移させていただくということで、今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第6号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

人件費の減額により、平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を1億9,190万1,000円から1億9,080万7,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第7号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

歳出につきましては、職員人件費の所要の手当、共済費の補正、また各事業の執行状況による不用額の減額、また歳入につきましては、税収等の見込みによる補正、補助金等、それぞれの決定に伴う減額など6,523万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億8,293万9,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明を願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第7号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,523万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,293万9,000円とするものでございます。

まず歳出のほうから御説明をさせていただきます。

歳出につきましては、職員の給与、また職員の手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの支払い見込みによるものでございます。説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書の27ページをよろしく願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の賃金でございますが、こちらは臨時職員の時間外勤務によります追加賃金の不足分といたしまして7万円を補正させていただくものでございます。

次に、財産管理費でございます。こちらの需用費でございますが、今現在、役場庁舎屋上に設置しております消防用の補給水槽でございますが、この冬季の厳しい寒気によりまして給水配管が凍結により破損をいたしましたので、11万4,000円の修繕料と、漏水に伴います水道料の不足分で11万円、合わせて22万4,000円を補正させていただくものでございます。次に、委託料でございます。まず社会保障・税番号制度対応システム改修委託料でございますが、こちらはマイナンバーの旧姓表記対応システムの改修におきまして、当初計画では単年で改修をする予定でございましたが、補助金の関係で2カ年での改修となりました。よって、次年度予定分を減額するものと、また国によります情報連携におきまして、特定個人情報の改版内容が当初の予定より縮小されたことによりまして、システムの改修内容についても縮小となりました。

合わせて306万5,000円を減額させていただくものでございます。同じく委託料の中でございますが、次にワンストップサービスの初期設定等の委託料でございます。当初、民間事業によりシステム設定を予定いたしておりましたが、岐阜県市町村行政情報センターにおいての対応が可能となりました。よって、同センターのシステムを利用している団体についてはこの設定費用が免除となりましたので、43万2,000円の減額をさせていただくものでございます。合わせまして、委託料で349万7,000円を減額させていただく内容となっております。

○**監理官兼企画政策課長（吉田和司君）** それでは、28ページをよろしくお願いたします。

企画費ですが、民間分譲宅地開発支援奨励金につきましては、現時点において町内民間業者による分譲宅地の開発が見込まれませんので、250万円を減額させていただきます。親・子世帯同居近居支援事業補助金につきましては、当初10件分の300万円を予算計上しておりましたが、現在、申請が2件と相談が3件ありますので、5件分につきまして150万円を減額させていただくものでございます。

続いて、7番の財政調整基金費ですが、財政調整基金費につきましては、それぞれの基金利息と寄附金及びふるさと納税の実績見込みにより補正をさせていただきまして、総額で308万5,000円を減額させていただくものでございます。よろしくお願をいたします。

○**総務課長（澤頭義幸君）** 続きまして、諸費でございます。需用費の修繕料でございますが、こちらはふれあいバスの関係でございます。本年1月30日に今須地内におきましてふれあいバスの運行中、路面凍結によりましてスリップをし、橋梁の欄干に接触をし、一部を破損いたしましたので、修繕料25万6,000円を補正させていただくものでございます。なお、財源につきましては、全額町有自動車災害共済保険にて充当をさせていただくものでございます。御審議のほどよろしくお願をいたします。

○**住民課長（三宅芳浩君）** 民生費、社会福祉費でございます。ページにつきましては、29ページでございます。

社会福祉費の償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、平成28年度の国及び県費障害者自立支援給付費、自立支援医療給付費負担金の精算に伴う還付金を補正させていただくものでございます。

次に、老人福祉費の償還金利子及び割引料でございますが、昨年度に実施いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金の事務費分につきまして精算が必要になりましたので、精算により返還が必要となりました金額を補正させていただくものでございます。

次の介護保険事業費の繰出金につきましては、後ほど出てまいります。介護保険特別会計の補正に伴います特別会計への繰出金の介護給付金分の増額と事務費分の減額でございます。

続きまして、児童福祉費の児童措置費、扶助費につきましては、本年度の児童手当の総額がほぼ確定しましたので、それに伴い不用見込み金額分を減額させていただくものでございます。

続きまして、次の30ページでございます。

児童福祉施設費でございますが、歳入のほうの補正がございますので、それに伴います財源の変更でございます。よろしくお願ひいたします。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 衛生費、清掃費、塵芥処理費の財源変更につきましては、基金の取り崩しを取りやめ、一般財源へ変更するものでございます。

○健康増進課長（澤 孝一君） ちょっと順序が逆になったんですけど、衛生費の保健衛生費です。まず予防費のほうなんですけど、現在、支出負担行為額は1,154万円で、予算残額は約330万円となっております。現在、再監修を行っておりますが、前年度の支出負担行為額を見込んで、不用額として130万円の減額補正を行うものでございます。減額の対象となる主なワクチンといたしましては、4種混合、麻疹・風疹混合、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎ワクチン、水痘ワクチンなどです。

続きまして、健康増進事業費の負担金補助及び交付金についてですが、現在、がん検診補助金として、以前、子宮がん3,000円、今年度から胃カメラ検診4,650円、肺CT検診7,800円を助成しております。結核・肺がん検診（検診車）で前年度907人から今年度1,139人の方が受けられています。その影響から、現在39人の申請となっておりますので、約100人分の減額補正を行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

○産業建設課長（西村克郎君） 31ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業委員会費の報酬50万円の減につきましては、耕作放棄地の解消等の成果実績払いがございませんでしたので、減額をさせていただきます。

農業振興費、負担金補助及び交付金の機構集積協力交付金49万円の減につきましては、実績によるものでございます。集落営農システム確立事業補助金20万円の減につきましては、北部営農組合の補助を予定しておりましたが、法人化に向けての取り組みがなく、申請がございませんでしたので減額をさせていただきます。農業次世代人材投資事業補助金150万円の減につきましては、今年度に新たな新規就農者がございませんでしたので、減額をさせていただきます。鳥獣被害防止柵事業補助金50万円の減につきましては、こちらも申請がございませんでしたので、減額をさせていただきます。

続きまして、農地費の委託料、広域農道開通式業務委託料の226万2,000円の減につきましては、広域農道開通前の草刈り等を岐阜県で行っていただきましたので、減額をさせていただきます。負担金補助及び交付金の広域農道整備事業負担金61万3,000円につきましては、舗装補修等の工事に対する県営事業負担金でございます。

続きまして、林業費、林業振興費の報償費21万2,000円は、有害鳥獣捕獲の報償金が不足するためお願ひするものでございます。

林道費の委託料244万5,000円の減につきましては、林道橋梁点検業務の精算によるものでござ

ざいます。負担金補助及び交付金の90万円の減につきましては、山のみち地域づくり交付金林道事業の負担金の精算によるものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 32ページをお願いします。

観光費です。需用費及び負担金補助及び交付金は実績に基づく減額でございます。使用料及び賃借料、工事請負費のレンタサイクル関係でございますが、古戦場ビジターセンター（仮称）の計画がおくれておるため、今年度中に撤去の必要がなくなったため、減額させていただくものでございます。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 33ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の委託料290万円の減につきましては、橋梁点検に伴うJRの足場設置の委託料の精算によるものでございます。

道路橋梁新設改良費の工事請負費240万円の減につきましては、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の内示が少なかったため、減額をするものでございます。

除雪対策費の職員手当等、時間外勤務手当90万円の増、また委託料の除雪作業委託料900万円の増につきましては、2月分の実績とその後の見込みの分でございます。

都市計画費、都市計画総務費の委託料41万8,000円の減につきましては、木造住宅の耐震診断委託の実績によるものでございます。負担金補助及び交付金の101万1,000円の減につきましては、木造住宅耐震補強工事の実績がございましたので、減額をさせていただきます。繰出金109万4,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減でございます。以上でございます。

○教育課長（岩田英明君） 34ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、放課後児童クラブ費の賃金420万円の減額でございます。こちらは、放課後児童クラブの入室の希望者が当初見込みより少なく、職員の勤務日数が減ったための減額でございます。

続きまして、その下、教育費、小学校費、学校管理費の賃金140万円の減額でございます。こちらは、小学校の調理員が1名、諸事情により勤務時間が減ったこと、それから1名、退職によりまして、しばらくの間1名減の状態がありましたので、減額をさせていただくものでございます。

その下、中学校費、学校管理費ですが、寄附金の4万円がございましたので、財源の内訳を変更するものでございます。

続きまして、35ページ、社会教育費、ふれあいセンター管理費の賃金179万2,000円の減額です。こちらは、人事異動によりセンターに職員が配置されましたので、予定しておりました臨時職員賃金を減額するものでございます。また、需用費150万円の減額ですが、こちらは電気料の契約がえによる減額となっております。以上でございます。

○産業建設課長（西村克郎君） 災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、役務費の登記手数料27万円、また公有財産購入費の土地購入費125万5,000円、補償補填及び賠償金の立木補償費27万3,000円は、いずれも議案第3号において議決をいただきました町道小池玉線道路災害復旧工事に伴い補正をするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 36ページをお願ひいたします。

公債費の関係ですが、公債費につきましては、減債基金からの繰り入れを行わず、一般財源を充当する財源組み替えと、臨時財政対策債と庁舎建設事業債の利率の見直しによる償還元金296万1,000円の増額と、借り入れ実績に伴います償還利子701万5,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、21ページをよろしくお願ひいたします。

町民税ですが、個人の現年課税分1,850万円、法人税割300万円で2,150万円の増。

固定資産税につきましては、現年課税分1,750万円の増額となっております。

次に、地方交付税ですが、普通交付税1億5,000万円の増額。

分担金及び負担金につきましては、民生費負担金として、保育所措置児童保育料600万円の増となっております。

22ページをお願ひいたします。

農林水産業費分担金の中山間地域総合整備事業分担金252万円を減額させていただくものでございます。

使用料及び手数料については、民生使用料の私的契約保育料で150万5,000円、一時預かり保育料で80万5,000円をそれぞれ減額。

教育使用料につきましても、放課後児童クラブの使用料220万円の減額となっております。

次に、国庫負担金の民生費国庫負担金では、児童手当の支給実績に合わせ、児童手当交付金が164万3,000円の減額となっております。

災害復旧費国庫負担金では、災害査定によりまして、国庫負担対象額の確定により501万7,000円の減額となっております。

23ページですが、国庫補助金につきましては、実績による補正で、総務費国庫補助金で社会保障・税番号システム整備費補助金9万4,000円の減額。

土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金159万5,000円の減額、都市計画費補助金で木造住宅耐震診断助成金20万9,000円の減額、木造住宅耐震補強工事補助金で41万1,000円の減額。

また、教育費国庫補助金、教育総務費補助金で子ども・子育て支援交付金、これは放課後児童クラブの関係ですが、61万6,000円の減額をさせていただくものでございます。

次に、県負担金の民生費県負担金ですが、児童手当の支給実績に合わせ37万8,000円の減額

となっております。

次に、県補助金ですが、総務費県補助金で、空き家利活用事業費補助金10万円、清流の国ぎふ推進補助金、親・子世帯同居近居住宅支援事業の関係ですが、25万円、合わせて35万円の増額。

農林水産業費県補助金では、農業次世代人材投資事業補助金など、合わせて489万5,000円の減額となっております。

24ページをよろしくお願いいたします。

教育費県補助金では、子ども・子育て支援交付金61万6,000円の減額。

商工費県補助金では、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金194万3,000円の減額。

土木費県補助金では、木造住宅耐震診断助成金10万5,000円の減額、木造住宅耐震補強工事助成金30万円の減額でございます。

また、財産運用収入の利子及び配当金につきましては、各基金の利息を合わせまして31万5,000円の増額。

寄附金につきましては、一般寄附金で、ふるさと納税の収入見込みにより400万円の減額。

また、民生費寄附金55万円、教育費寄附金9万円を増額させていただくものでございます。

25ページをお願いいたします。

基金の繰り入れにつきましては、交付税等の増額など、決算見込みにより、減債基金、財政調整基金、廃棄物処理施設整備基金、合わせて3億2,000万円を減額し、土地開発基金の廃止に伴い5,755万円を繰り入れさせていただき、総額で2億6,245万円を減額させていただきます。

繰越金につきましては、前年度繰越金5,533万6,000円を充当させていただきます。

最後に、雑収入ですが、これはふれあいバス自損事故に伴い、町有自動車災害共済保険金として25万6,000円を増額させていただくものでございます。

26ページの町債につきましては、戻っていただきまして、18ページの地方債の補正のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

こちらは、地方債の限度額の変更ですが、臨時財政対策債は、額の決定に伴いまして減額、中山間地域総合整備事業及び町道整備事業につきましては、一般財源で充当し、災害復旧事業につきましては、災害査定により、国庫負担対象額の減により増額をさせていただくものでございます。

以上が今回の補正予算の歳入歳出の内容でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 済みません。先ほどは失礼しました。除雪対策費ですけれども、先ほども質問しましたが、900万円、トータル2,200万円ぐらいの委託料の予算なんですけど、余る予定はどれくらいですかだけ聞きたいです。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 先ほども説明申し上げましたように、2月は2月5日の1回だけでございますので、2月5日以降、2回程度降った場合の想定でございますので、1日2回と想定しまして、大体1日300万円かかります。その2回分で、このまま雪が降らなければ、600万円から650万円ぐらいの残になると思います。よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2 番（室 義光君） 22ページの使用料のところでございますけれども、民生使用料と教育使用料のところですが、民生使用料なんかはほとんど予算を組んでおられて、48万3,000円しか使わないというか、なかったというふうなことで、教育使用料のほうは220万円の減と。放課後児童クラブ、支出のほうを見るとそれだけ減っておるということですが、ここら辺は当初の見込みと数字的にそれだけ変わったということは、子供も減っておるということはわかっておるんですが、預ける人ががごと減ってしまったというのか、これだけ数字が変わったということは、原因といたしますか、それをちょっと教えていただきたいです。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 今年度から放課後児童クラブに名称を変えて、時間等、受け入れを、前は幼稚園から小学校3年生まで、今は小学生に変更をして運営をしております。その変更する前に保護者とか利用者の方々にアンケートをとりまして、おおむねの入室希望者の数を想定して予算を組みました。その当時、50名程度の入室の申し込みがあるだろうという想定で予算を組みましたが、実際の入室の希望が30名程度でございましたので、その差で減額をさせていただいているものでございます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 民生費の使用料でございます。今回、私的契約児保育料と一時預かり保育料につきまして減額補正をさせていただきますが、私的契約児保育料につきましては、例年四、五人、私的契約をされる方がいらっしゃって、実績としてこのような数字が上がっておりますので、担当者としてこのような予算組みをさせていただいたんですが、実際、認定こども園のほうに変更になりまして、1号認定という、いわゆる元幼稚園ですね。そういうような預かりもできるというような形になった中で、実際に保護者の方が私的契約のほうを選ばずに、1号認定等、あと3号認定といたしまして、未満児につきましても預かりはできるん

ですが、実際にはそのような形で預けられる方がいらっしやらなかったということで減額ということになります。

一時預かり保育につきましては平成29年度から始めた事業でございますが、当初は利用が多いかなということも思っておったんですが、この事業を立ち上げた時点で、やはり保育園での預かりの余裕が余らないということで、かなり一時保育の利用目的を狭めさせていただいて、やむを得ない理由等で預けるということに限定をさせていただいたこともございますが、それで利用があったことはあったんですが、数人の限定になりましたので、実際に不用になった分を減額させていただくという形になりました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 歳出のほうですが、31ページのところで、一番下の林業振興費の報償費の有害鳥獣の捕獲報償金ということですが、トータル的に数字がもしわかれば教えていただきたいのと、これに使われる21万2,000円、これは少ないお金だと思うんですけど、当初からの数字というものがわかったら教えていただきたいんですけども。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 現在の捕獲頭数からいきますと、鹿が307頭、イノシシが93頭、猿が5頭と熊が1頭で、私がこの資料をまとめました時点では406頭でございます。報償金の増額は218万円でございます。

当初予算の段階では、毎年なんですけど、300頭を捕獲した場合の予算設定をさせていただいておりますので、12月も補正させていただきましたが、またそれでも不足するというので、今回またさらに補正をお願いするというのでございます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、23ページの空き家活用事業補助金と清流の国ぎふ推進補助金、これは先ほどの説明で親・子同居近居の補助金に関連する追加だというふうに言われたんですが、これはもともと当初予算に上がっていたのかということをお伺いしたいのと、結局空き家の利活用について県の補助金ももともとあったのか、ちょっとその辺わからないんですけど、どういう状況でこういう項目が出てきたのかをお伺いしたいと思います。

それから、21ページですけど、地方交付税1億5,000万円、これ普通交付税と書いてあるんですが、多分金額としては夏ごろには確定されるんじゃないかなと思うんですが、なぜこの年度末に補正をされたのか、それをお伺いしたいと思います。

あと、25ページで基金繰入金等々が減額してありますが、交付税の追加分と収支見込みで基金を繰り入れなかったという説明があったんですが、収支見込みはどのぐらいになるか教えて

ください。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） まず、23ページの空き家の関係の補助金につきましては、10万円という空き家の関係は県の補助金ですが、30万円の3分の1が補助対象となるということで、申請をしまして、ついたということで、もう一つの清流の国ぎふの25万円につきましては、29年度から親・子の補助金は始めさせていただきまして、当初は限度額50万円で検討しておったんですが、それで申請をしましたので、その2分の1ということで25万円が補助対象となったということでございます。実際は30万円の補助でやっておりますが、2件ありましたので、事業費としては50万円を超えましたので、25万円の補助対象はいただけただという状況でございます。

次、歳入の関係で地方交付税の関係で、今、なぜ1億5,000万円が増になったか。これ、当初から、控え目に交付税は予算として上げておりまして、例年約1億5,000万円ほどはふえておりますので、そういう状況と同じというふうで御理解をいただきたいと思えます。

決算見込みというのは、繰越金がどれくらい出るか。今の予測で、例年、今までの実績で見込みますと、まだ今みたいな除雪の関係とかがありますが、1億7,000万円から8,000万円ぐらいは繰越金が出るという予測でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 交付税についてですけど、夏には総額がわかっている中で、もう少し早く補正に上げて、必要な経費に回すということが必要じゃないかと思うので、この年度末に上げてもらっても、結局収支見込みの中でやりくりをするという財源にされてしまうんじゃないかということで質問をいたしました。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 今の地方交付税の関係ですが、普通交付税についてはある程度早い段階でわかりますが、特別交付税につきましては、最近わかった部分もありますので、こういう形をとらせていただいたのと、早目にわかり、ほかの事業等に行くことは、その前にまず基金の取り崩しをいかに減らすかということもありますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 済みません、何遍も。35ページの災害復旧費の中で土地購入費で125万5,000円ということですが、もし差し支えなければ、相手はいいですけど、どのぐらいの平米数を購入されるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 面積の確定はまだ、用地購入の確定はしていませんが、概算ということで、宅地課税がされている部分が87平米、山林と原野が318平米分の予算を見させていただいております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

24ページの商工費の県補助金、△の194万3,000円ですが、この項目が関ヶ原古戦場活用事業費補助金となっておりますが、これはグランドデザイン事業の関連ではないと思いますが、だとすると、この整備活用事業というのはそもそもどういう内容で、具体的に194万3,000円が減額になった理由をもう少し詳しく聞きたいと思いますので、お願いします。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 今の歳入の補助金の関係ですが、歳出のほうの32ページの商工費の観光費を見ていただく部分で、こちらのグランドデザイン関係、レンタサイクルとかを含めて、そこで194万3,000円が減額になったということです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

日程第12 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第8号 平成29年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

保険料の確定に伴い、償還金及び還付加算金で15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,335万9,000円とする平成29年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第9号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明申し上げます。

基金利息の積立金2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億5,526万4,000円とする平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第10号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

人件費、病理検査等委託料の減額、また諸検診収入の減額など、2,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億576万円とする平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第6号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 議案第10号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第6号）について御説明させていただきます。

今年度、診療所移行ということで、当初予算より歳入の増加や歳出の不用額が出てきました。決算見込みでは繰越金が数千万円出ると予想しましたので、あと5,000万円弱残っています繰入金を減額させていただくものです。

議案書の49ページをお願いします。

歳入の諸検診収入ですが、これはちょっと見込み誤りによります200万円の減額と検診事業の248万円の減額、合計448万円の減額です。

次に、使用料ですが、個室の需要が高かったため、年度途中で1床増床したことから80万円の増となりました。

手数料は、診断書等交付手数料の見込み誤りによる180万円の減額です。

続いて、50ページをお願いいたします。

物品売払収入ですが、10年以上経過したものがほとんどでありまして、不用になりましたベッド、医療機器、消耗品を簿価程度で売却し、その売却金が389万円でした。

あと繰入金ですが、一般会計繰入金を全体の不用となった歳出を考慮して、あと4,915万5,000円ある繰入金を2,500万円減額するものであります。

8の諸収入の雑入ですが、旧病院事業未収金として、過年度分の再請求分、透析などの再請求分が560万円ありました。

続いて、51ページの歳出をお願いいたします。

一般管理費ですが、予算当初の診療所としての詰めが不十分であったため、報酬、給料、職員手当、賃金等の見込み誤りにて1,162万7,000円の減額です。このうちの補償補填及び賠償金のレンタル用品解約違約金が288万6,000円であります。

続いて、2の医業費の診療費ですが、11の需用費は、医療機器の修理が少なかったため、修繕料を500万円減額しました。また、13の委託料は、検査件数の減少に伴い、病理検査の委託料が365万2,000円の減額となり、合計315万4,000円の減額となりました。続いて、18の備品購入費は故障時対応でしたので、機器が故障しなかったための90万円の減額です。

続きまして、52ページの施設整備費ですが、松尾地内の医師住宅解体工事の入札差金が33万8,000円の減額です。

以上、補正予算合計が2,210万円の減額となりますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 49ページの各種予防接種200万円の減額ということになっていますね。先ほどの一般会計のほうで予防接種が130万円の減ということですね。数字の食い違いは、一般会計のほうは当然関ヶ原診療所だけじゃないもんですから、ほかの病院のこともありますので、だけど、こっちのほうで200万円だと相当差がありそうに思うんですが、そこら辺はどういう関係なんですかね。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） この検診収入は、やすらぎのほうの検診収入とは全然別でして、うちのほうは企業検診とか、いろいろやっていますので、その辺の収入の減ということで、当初、診療所にしたときにどれぐらいの収入があるかという見込みが全然予想が立たなかった

もんですから、そこの食い違いが出てきまして、この減額ということになりました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 済みません、勉強不足で。49ページの財産収入の土地建物貸付収入というのは何ですか。

それから、50ページの諸収入の雑入の雑入の雑入、この雑入という説明の中身がちょっとわからない。△28万7,000円なんですけど、内容がわからないので、教えていただきたいです。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 土地建物の貸付につきましては、なの花薬局さんの分の土地貸付分が入ってきていますので……。

〔発言する者あり〕

12月という期限が決まってからのその部分での金額です。

あと、雑入ですが、一応中身、最初に予算当初立てていたものの、やっぱり見込み誤りということしか、ちょっと言いようがないので……。

○議長（子安健司君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 雑入ですが、診療にかかわらない入りの部分で、官舎の光熱費、水道費とか、あと売店とか、アポロの水道代、光熱費などの入りが雑入です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 49ページの各種予防接種ですね。例年500万円の予算が上げてあって、ちょっと実績は確認していないんですが、今回200万円減らしたということで少なかったということは、それだけ患者さんがほかに行かれたというふうに解釈していいんですかね。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） ほかに行かれたというよりは、最初の予算を立てたときの病院から診療所に転換したときの患者の意向というのが全然こちらで読めなかったもんですから、その差がこれだけ出たということで、患者が確かに想定数より減っているのは事実ですけども、最初の見込みが全然思ったようには入らなかったということだけです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第11号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明を申し上げます。

主に居宅介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費の増額や介護認定支援用パソコンの購入費等828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億466万7,000円とする平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第11号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

59ページをお願いいたします。

歳出の総務費、一般管理費の委託料でございます。これにつきましては、来年度、介護保険が新しい3年、第7期に入るといことで介護保険システムの改修が予定されておりまして、予算を計上させていただいたんでございますが、所得指標の見直しに係る分で、一部、平成30年度に実施をするということになりまして、それに伴いまして、国の補助金につきましても来年度の対応ということになりましたので、本年度実施させていただきました部分以外の部分に

つきまして減額をさせていただくものでございます。

次の備品購入費でございますが、内容につきましては、介護認定用のパソコン、OCRスキャナー及び認定調査票入力ソフトの購入となります。もともと現在のパソコンとOCRスキャナーというのが平成24年に入っております、5年がたっております、保守期間が経過するということになっております。今後、修理等の対応が困難になるということで、来年度の早い時期に認定ソフトが変更されるという予定も聞いておりましたので、それに合わせまして、平成30年度に入ってから機器の更新を考えておりましたが、国から急遽ソフト変更の通知がございました。また、あわせまして、この平成30年4月からそのソフトによる対応をしろというような通知がありましたので、機器の確認をしましたが、現在の機器ではそのソフトがうまく動かないということがわかりましたので、補正をさせていただくということをお願いするものでございます。

続きまして、保険給付費の介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費でございますが、これにつきましては、居宅介護、訪問看護、短期入所などの利用が伸びたことによりまして、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、2,750万円の増額補正をさせていただくものでございます。

次の施設介護サービス給付費につきましては、特養の利用者の入れかわりなどによりまして、介護度の比較的低い方の利用が進んだのではないかと考えられますが、それによりまして、予算に余りが生じる見込みとなりましたので、2,200万円を減額補正させていただくものでございます。

次の居宅介護サービス計画給付費につきましては、利用者の増加によりまして、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、250万円の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、60ページの介護予防サービス等諸費でございます。これにつきましては、通所介護について、当初の見込みより多い利用があったため、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、70万円の増額補正をさせていただくものでございます。

57ページから58ページは歳入でございますが、歳入につきましては、それぞれ歳出の補正額に合わせて各負担割合が決まっておりますので、それに合わせて補正させていただくものと、繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、一般管理費分の歳出減分を減額補正させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 細かいことですが、59ページ、一般管理費、今の備品購入費、パソコ

ン、OCRスキャナーとソフトという説明だったんですけど、これ購入じゃなくて、例えばリースにして、そういう部分で国のほうからの指針が出たときに更新するというふうなものではできなかったのかということと、今までのパソコン自体が新しいソフトを入れることによって使えないというのは、例えばウインドウズ、パソコンの中のソフトの問題だけなのか、ハード面での容量が足りないからそういうふうになったのかという、そのあたりの詳細に向けての打ち合わせ等がわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） リース契約につきましては、考えたことは考えたんですが、見積もりをとりまして、単年度の経費は下がることは下がるんですが、実際に最終的な金額的にはやはり15万円ほど多くなってしまうということもございました。また、先ほども申し上げましたように、急遽4月までに間に合わせなくてはいけないという状況の中で、こういう形でないちょっと間に合わないという部分もございまして、今回、済みません、購入という形をとらせていただいたわけでございます。

また、パソコンにつきましては、業者のほうに確認をしましたが、5年の保守期間を経過すると、やはり部品の調達ということができなくなるということがありまして、認定調査とか介護のほうでどこかで故障ということで使えないという状況になりますと非常に事務が停滞してしまうということがございますので、新しいものにかえさせていただきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 同じく59ページですが、居宅介護サービス給付費が2,750万円ふえておりまして、今の説明では短期入所と訪問看護がふえたということですが、それぞれ件数というのはわかりますでしょうか。

○議長（子安健司君） 後でいいですか。

〔「じゃあ、後で」の声あり〕

何かのときにまた調べておいてということをお願いします。

よろしいですか、ほか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第12号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

今須農業集落排水事業減債基金の基金利息の増によるもので、9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,833万4,000円とする平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第13号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

人件費の減、またマンホールポンプの修繕料の追加など104万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,259万5,000円とする平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 議案第13号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

まず歳出のほう、72ページをよろしく願います。

公共下水道管理費の人件費関係につきましては、合わせて47万7,000円の減額、また需用費といたしまして、昨年末に瑞竜地内のマンホールポンプが故障いたしまして、現在も業者から代替機を借り入れて対応している状況でございまして、その修繕料としまして89万1,000円を追加するものでございます。

公共下水道建設費の146万1,000円の減額につきましては、全て人件費の精算分でございます。戻っていただきまして、70ページをよろしく願います。

歳入につきまして、分担金及び負担金、分担金、公共下水道事業分担金250万円の補正額につきましては、受益者負担金の入金額につきまして、関ヶ原製作所、現在、ミライという建物なんです、その宅地開発のためなどにより納付額が予定以上となったことによるものでございます。

使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の450万円の減額につきましては、人口の減少、節水機器の普及などによる水道使用料の減少に伴う使用料金の減少が想定以上でしたので、減額させていただくものでございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の補正額109万4,000円の減額につきましては、先ほどの主に人件費の人事異動等による精算による減少分でございます。

それから71ページをよろしく願います。

諸収入、雑収入、雑入の113万8,000円の増額につきましては、消費税の還付金の額が確定したことによりまして増額させていただくものでございます。

町債の下水道事業債につきましては、事業費の入札差金等による減少分に伴う100万円の減額分でございます。

以上、よろしく御審議のほど願います。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第14号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第14号について御説明申し上げます。

退職給付引当金の精算に伴い、収益的収入で78万2,000円の減額、収益的支出では、漏水修理費及び退職給付費等104万円を増額する平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第6号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 議案第14号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第6号）につきまして説明させていただきます。

75ページをごらんください。

収入の水道事業収益、特別利益、その他特別利益78万2,000円の減額につきましては、退職給付引当金の額の確定により、戻し入れではなく、積立金の増額が必要となることになったため、下のほうにあります。歳出に変更を行うものでございます。

歳出の水道事業費用、配水及び給水費の修繕費54万円の増額につきましては、12月にも補正をさせていただいたところですが、瑞竜架道橋内の配水管の漏水修理におきまして、追加で施工部分の延長をいたしたところですが、施工箇所のコンクリート構造物の厚みが約70センチと非常に厚いものでございまして、想定以上の難工事となりましたので、それ

らの取り壊し分なども精算により増額させていただくものでございます。

総係費の50万円の増額につきましては、人件費の精算に伴う増額分でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号から日程第54 議案第50号までについて（議案朗読・提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第15号 指定管理者の指定についてから日程第54、議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算までの36議案を一括して議題といたします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、平成30年度の施策方針、提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） それでは、平成30年度の予算の所信表明をさせていただきたいと思っております。

本日、平成30年第1回町議会定例会が開催され、平成30年度予算を初め関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について、私の所信の一端を述べたいと存じます。

内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、景気認識を示す基調判断を景気は緩やかに回復しているとしており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとする一方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘しております。

これを受けた国の政策の基本的態度は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再

生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針2017、未来投資戦略2017、規制改革実施計画、まち・ひと・しごと創生基本方針2017及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行することとしております。

国の平成30年度予算は、経済・財政再生計画における集中改革期間の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化を両立する予算となっており、これまでの歳出改革の取り組みを強化しつつ、人づくり革命や生産性革命を初め、現下の重要課題に重点化がされたところであります。

人づくり革命としては、保育の受け皿拡大や保育士・介護人材の処遇改善、幼児教育の段階的無償化、給付型奨学金の対象拡充などが盛り込まれており、生産性革命については、地域の中核企業による設備投資等の促進や事業承継支援のための措置の拡充といった中小企業向け支援、十分な賃上げや設備投資を行った企業に対する税額控除などの税制措置を講じる予定であります。

また、政策効果を一層発現させるための観点から、予算の質の向上に向け、生産性向上のためのインフラ整備や技術の活用による質の向上・効率化、仕組みの見直し等によるインセンティブづけなどの取り組みを実施することとしております。

県においては景気は緩やかに回復しているものの、一部業種では厳しい状況が続いているほか、先行きについては海外景気の動向に注視していく必要があるなど、不透明な状況にあり、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増への対処に加え、あらゆる分野で深刻化しつつある人材不足への対策や、清流の国ぎふ創生総合戦略に基づく地方創生に向けた取り組みのさらなる推進、県民の安全・安心につながる防災・減災対策の強化など、さまざまな政策課題への対応を検討しなければならないなど、県財政は歳入歳出の両面において不透明で、多くの課題を抱えている状況にあります。

その中で、主要観光地の再生として、関ヶ原古戦場ビジターセンターの整備推進、関ヶ原古戦場の魅力向上の推進について予算が配分されることに関しては当町としても非常に期待をしているところであります。

本町においても、人口減少及び少子・高齢化、景気回復の兆しはあるものの、地方にはいまだ波及しておらず、安定した税収を見込めない状況にあり、町財政は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況下において、健全な財政運営を進めるため、歳出の削減と歳入確保を中心としたさらなる行財政改革の推進に取り組んでまいり所存ですので、議員諸兄を初め、町民の皆様の御理解と御支援をお願いするところであります。

私は、平成30年度の予算を編成いたしました。現在策定中の関ヶ原町総合計画に基づく事業推進や関ヶ原古戦場ランドデザインに基づく事業推進、公共施設の老朽化、診療所の経営安定化、新水源の確保等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見きわめつつ、地域の

特性を生かし、真に必要とすることを重点的かつ効率的に推進し、財政危機に陥らないように注意を払いつつ、創意・工夫をもって、本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、的確に事業を選択し、予算を編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、地域資源を生かした活力あるまちづくりであります。

岐阜県との古戦場ランドデザイン事業においては、史跡地の整備を引き続き推進し、古戦場の景観整備に努めていきます。また、県で関ヶ原古戦場ビジターセンターの設計及び建設が行われることから、歴史民俗資料館の改修に向けた計画を進めるとともに、ソフト面においては、引き続き笹尾山を中心としたイベント等を積極的に開催して、より一層誘客を図り、観光による町の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、健康で生涯暮らせるまちづくりであります。

高齢化率が37%を超えた関ヶ原町は、老人や子供たちが地域の温かい見守りの中で元気に安心して暮らせる社会づくりが必要になってくると考えております。老人の生きがいや健康づくり支援を進めるとともに、子供が心身ともに健やかに育つよう、保育の充実、子育て支援、医療費の補助など、安心して子育てができる環境整備を進める必要があります。

また、経営体制の抜本的な改革として、平成29年度より有床診療所として再スタートさせた関ヶ原診療所については、まだ町の財政支援に頼る部分が多く、今後も継続的な支援が必要な状況にあります。1年の実績を踏まえて今後の見通しを勘案し、健全経営ができる体制に向けて、より一層努力していきたいと考えております。

次に、快適で利便性のあるまちづくりであります。

将来の企業誘致等に向け、用途地域内の土地利用の見直しや企業立地の適地選定等を進め、スピーディーに対応できる体制整備を図るとともに、景観条例の制定に向けた取り組みも進めていきたいと考えています。

また、移住・定住施策として、現状の宅地造成や空き家対策、町にゆかりのある方向けの住宅取得支援を継続するとともに、支援対象範囲を拡大し、転入の促進についても力を入れていきたいと考えています。

次に、安全・安心に暮らせるまちづくりであります。

住民の安全・安心な生活を実現するためには社会基盤の整備が必須であり、水道の安全、確実な給水、供給体制の持続性の確保を目指し、第4次拡張事業を着実に進め、安全で安心な水の供給に努めていきたいと考えております。

また、防災体制の強化・確立として、引き続き消防団員の確保を図るとともに、消防機材の充実や研修・訓練の充実など、消防団の活性化を図るほか、避難所に指定されている公共施設

を初め、老朽化の進む公共施設について、公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画を策定し、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

次に、心豊かな人を育てるまちづくりであります。

人口減少、少子・高齢化の進展により、児童・生徒数の減少が加速しており、小・中学校の小規模化が進み、学校の適正規模・適正配置が課題となってきました。次代を担う子供たちの教育環境の充実を図るためにも、今須小・中学校の関ヶ原小学校、関ヶ原中学校への統合も視野に入れながら、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

また、外国語教育の充実や情報化への対応など、社会変化に対応した教育内容の充実、地域の自然や歴史など、地域特性を生かしたふるさと教育にも重点を置いて進めていきたいと考えております。

最後に、住民と行政が協働するまちづくりであります。

本町の財政は、経常的な経費が増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいます。限られた財源を有効に使い、町民の福祉の充実を図るため、持続可能な財政運営への取り組みと行政運営の効率化を図る必要があります。このような状況の中で、町に活気を呼び起こすには、住民の積極的な参画のもとで行政推進や地域社会活動を推進することが重要であると考えています。開かれた行政を目指し、より多くの皆様が参画しやすい体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、新しい時代のまちづくりのために、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位を初め町民の皆様には私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、今回提案いたしました議案についてであります。

初めに、議案第38号から議案第50号までの平成30年度予算について御説明申し上げます。

本町の財政は年々厳しくなっており、平成28年3月に策定した行財政改革大綱などに基づく歳出削減と歳入確保を中心とした行財政改革の推進に取り組んでいるところでありますが、今後の町財政の収支状況は、歳入面では、一般財源の大半を占める町税、地方交付税が国の行財政改革や経済動向に左右される部分が大きく、不透明であり、特に町税については、人口流出と少子・高齢化による生産年齢人口の減少傾向が続くと予想されており、伸びは期待できない状況にあります。歳出面でも、高い高齢化率を反映し、扶助費や介護給付費等、特別会計への繰出金の増大が避けられない状況であるほか、今年度策定中の関ヶ原町総合計画の事業推進や関ヶ原診療所の健全経営、公共施設の老朽化対策など、財源の確保等が財政運営上の大きな課題となっております。

平成30年度予算編成に当たっては、歳出改革の一層の推進を図り、全会計とも歳出全般にわ

たる徹底した見直しを行ったところであります。

このような結果として、平成30年度の予算規模は、一般会計36億4,080万円、特別会計等で35億5,942万8,000円、予算総額72億22万8,000円となったところであります。予算の大要、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業の説明にも出てまいりますので、平成30年度予算提案説明、予算編成の経過に添えて、別途配付することで説明とさせていただきますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて、議案第15号から議案第37号につきまして、順次御説明を申し上げます。

議案第15号につきましては、指定管理者制度において、12施設につきまして指定期間が今年度で満了となりますので、引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものでございます。

次に、議案第16号の関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について御説明を申し上げます。

まず、本日、関ヶ原町総合計画の基本構想及び前期の基本計画を定めるに当たりまして、これまでの経過について説明をいたします。

本町は、平成13年度から平成22年度の10年間を目標とした第5次総合計画を策定し、各事業を推進してまいりましたが、平成23年に地方自治法の一部改正により総合計画の策定義務がなくなりました。そのため、平成23年度に総合計画のかわりとなる関ヶ原町まちづくり基本構想を策定し、まちづくりの基本的な方針と将来のありたい町の姿を示し、住民とともにまちづくりを進めてまいりました。しかし、人口減少の進行、少子・高齢化の進展、産業における環境の急激な変化、安全・安心への意識の高まり、情報化の進展、地域共生社会の構築など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化いたしました。

こうした時代の潮流に対し、全国的な知名度を誇る関ヶ原古戦場を初めとする本町の特性や地域資源を最大限に生かしながら、あらゆる分野で住民、各種団体、行政が協働して、活気あふれる地域づくりを進め、子供から高齢者まで全ての住民が笑顔で住み続けられる町を目指し、将来像を「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」と定め、平成30年度から平成39年度の10年間を計画年度とした関ヶ原町総合計画基本構想及び平成34年度までを計画期間とした前期基本計画を策定するものであります。また、平成35年度からの後期5年間については、中間年で見直しを実施し、後期基本計画を策定する予定であります。

また、これらとは別に、基本計画に記載した施策等の具体的な事業内容や財源を示した実施計画を策定いたします。これは、予算編成の指針となるもので、計画期間を3年間とし、毎年度見直しを実施していくこととしております。十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、関ヶ原町総合計画の策定までの経過につきましては、企画政策課長から後ほど説明をいたさせます。

次に、議案第17号について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律に伴い、引用部分において所要の改正を行うものでございます。

議案第18号については、学校教育法の一部改正に伴い、引用部分において所要の改正を行うものでございます。

議案第19号については、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、修学に必要なと認められる期間中、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるよう、地方公務員法第26条の2に基づき条例を整備するものでございます。

議案第20号については、本年4月からの国民健康保険の広域化に伴い、基金条例の目的について所要の改正を行うものでございます。

議案第21号について御説明申し上げます。

母子及び寡婦福祉法が、父子家庭も対象とする母子及び父子並びに寡婦福祉法への名称変更に伴い、名称及び条項の改正を行うものでございます。

議案第22号について御説明申し上げます。

認定こども園法の改正に伴い、引用部分において所要の改正を行うものでございます。

議案第23号については、介護保険法の改正に伴い、引用部分において条項の改正を行うものでございます。

議案第24号についても、介護保険法の改正に伴い、引用部分において所要の改正を行うものでございます。

議案第25号につきましては、本年4月より国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律により、後期高齢者医療制度の加入時の住所地特例について、加入時に対象施設に入所等していることにより、現に国民健康保険法の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間は従前住所地の広域連合の被保険者となりますので、所要の改正を行うものでございます。

議案第26号については、国民健康保険制度の改正により、本年4月から運営主体が県となること及び賦課総額の算出変更による所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第27号については、介護保険の第7期介護保険事業計画、平成30年度から平成32年度に当たるものでございますが、これの策定に当たり、介護サービスの利用が増加傾向にあるため、保険料を改正するものでございます。

議案第28号については、介護保険事業等の基準となる省令の改正に伴い、都道府県が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移管されることにより、事業の人員及び運営に関する基準を整備するものでございます。

議案第29号については、介護予防支援に係る基準省令の改正に伴い、国の基準に沿った所要の改正を行うものでございます。

議案第30号については、地域密着型サービスの基準省令の改正に伴い、国の基準に沿った所要の改正を行うものでございます。

議案第31号については、地域密着型介護予防サービスの基準省令の改正に伴い、国の基準に沿った所要の改正を行うものでございます。

議案第32号については、介護保険法の改正に伴い、引用部分においての所要の改正を行うものでございます。

議案第33号につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う都市公園法施行令の改正により所要の改正を行うものでございます。

議案第34号については、先ほど説明をさせていただきました議案第19号での職員の修学部分休業に関する条例の制定に伴い、企業職員においても同様とするなどの所要の改正を行うものでございます。

議案第35号については、地方自治法等の一部を改正する法律に伴い、引用部分において所要の改正を行うものでございます。

議案第36号につきましては、近年消防団員の確保が困難である状況下で、消防団員の処遇改善のため、報酬を改正するものでございます。

最後に、議案第37号につきましては、一般職職員の給与に関する法律の改正により、扶養手当の支給額が段階的に改正されたことに伴い、基準とされている保障基礎額の扶養親族加算額を改正するものでございます。

議案第38号から議案第40号までにつきましては、玉農業集落排水事業、今須農業集落排水事業、また公共下水道の各特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきます。何とぞ御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（子安健司君） 御苦労さまでございました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了承をお願いいたします。

それでは、議案第15号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

議案第16号 関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第16号 関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について。

関ヶ原町議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成29年関ヶ原町条例第30号）第2条の規定により関ヶ原町総合計画の基本構想及び基本計画を別冊のように定めることについて議会の議決を求める。平成30年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

○議長（子安健司君） 次に、詳細説明を求めます。

吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、関ヶ原町総合計画基本構想及び前期基本計画の案について御説明をさせていただきます。

本日お手元のほうへ案を配付させていただきました。

まず最初に、関ヶ原町総合計画案を作成するまでの経過について御説明をいたします。

平成29年5月、総合計画案を協議、検討するため、各課長等から組織する企画委員会及び各課の課長補佐、係長から組織する庁内プロジェクトチームを設置いたしました。

プロジェクトチームについては13名で組織をし、5月24日、8月2日、11月2日、11月27日の計4回にわたり会議を開催し、課内の連絡調整を行いながら、各段階において作成確認作業を行ってきました。

また、企画委員会は副町長以下14名で組織し、5月23日、8月1日、11月7日、12月5日の計4回にわたり会議を開催し、総合計画案の協議検討を行ってまいりました。

また、住民の意見を反映させるために、7月に無作為で抽出した町内在住の18歳以上の男女1,500人、町内中学生179人を対象にアンケート調査を実施させていただきました。

住民アンケートについては、686人の方から回答をいただき、回収率は45.7%となりました。一般的な総合計画の回収率は40%ほどと聞いておりますので、若干よかったかなと思えます。

アンケートでは、住民のまちづくりへの思いを聞くとともに、6分野41項目の町の現状について、満足度、重要度を調査いたしました。その結果、医療体制や商業振興の状況などといった項目が満足度下位となりました。結果については、総合計画案の10ページ以降に掲載をさせていただきます。

中学生アンケートについては171人の生徒から回答をいただきました。アンケートでは、関ヶ原の好きなおところ、嫌いなおところを聞いたほか、これからのまちづくりについて調査しました。その結果、生徒の77.8%が関ヶ原町が好きだと答える一方で、買い物をしやすくしてほしいという結果となりました。こちらの結果については16ページ以降に掲載をさせていただいております。

また、詳しいアンケートの結果につきましては、企画政策課窓口や町のホームページで閲覧が可能となっております。

次いで、住民ワークショップを開催するため、公募したところ、町内在住・在勤の方14名がワークショップに参加されました。ワークショップは8月8日、8月22日の2日間開催をしました。ワークショップではグループに分かれて、町の特性や課題、これからのまちづくりへの取り組みなどの意見を出し合いました。最後に、ことし1月16日から2月15日までの1カ月間にわたり、企画政策課窓口、町のホームページで総合計画案を公表し、パブリックコメントを募集いたしました。

また、総合計画案については、関ヶ原町総合開発計画審議会に諮問を行い、11月7日、1月10日、2月26日の3回にわたり慎重審議を行っていただき、去る2月28日に会長、副会長同席のもと、町長に対して、関ヶ原町総合計画案については当審議会の提言や住民アンケート等の意見を反映しており、適正に策定されたものであると認めますとの答申をいただいたところでございます。

なお、本題である内容についてですが、総合計画案の25ページをごらんいただきたいと思えます。

先ほど町長が申しあげました将来像、「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきはらはら」に基づいて、6つの基本目標を設けております。

1つ目は、地域資源を生かした活力あるまちづくり、2つ目は、健康で生涯暮らせるまちづくり、3つ目は、快適で利便性のあるまちづくり、4つ目が、安心・安全に暮らせるまちづくり、5つ目が、心豊かな人を育てるまちづくり、最後に、住民と行政が協働するまちづくりとなっており、それぞれの目標ごとに4つから6つの施策で構成されております。

なお、議員の皆様御存じのとおり、6月、9月、12月の議会終了後にお時間をいただき、全員協議会にて協議を進めてきた内容となっておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、12月の全員協議会以降に修正加筆が一部ありましたので、その箇所について説明をさせていただきます。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思えます。

総合計画の進行管理を行うため、PDCAサイクルに関する内容を追記いたしました。

続いて、6ページをお願いします。

人口の動向についてですが、以前までは平成27年度までの国勢調査の結果のみをグラフ化しておりましたが、人口ビジョンのデータを利用し、今後の推計人口を追加したグラフといたしました。

次に、40ページをお願いいたします。

(2)観光推進体制の充実に⑤として、来訪者に対するアンケート調査に関する項目を追加させていただきました。

最後ですが、88ページ以降の用語解説に、総合計画内に掲載されている各個別計画の説明を追加いたしました。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 42ページをお願いします。

これ、前期基本計画ということで、一番下の保育環境の変化に対応した施設運営や整備を図りますということで、これは前期計画の中には具体的にどういうことを考えてみえるのか、質疑をしたいと思います。

それから85ページですが、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しということで、前回全協のときに質疑したような覚えがあるんですが、これは具体的には国保料や水道料も含まれているのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 保育施設につきましては、当然老朽化しているということもございまして、施設については改修、改築、また統合等も含めて考えさせていただきます。

それから、料金につきましても、全ての項目について健全財政も維持すると。また、住民のサービス向上という面も含めまして、料金体系についても今後検討をさせていただく項目だというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 42ページの保育施設の件ですが、老朽化はわかっているし、耐震も悪いということはわかっているんですが、それは10年の総合計画の中の前期の中で施設を建てかえるか、耐震にするかということを進めるということでしょうか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） それは、以前に策定いたしました公共施設総合管理計画に基づいて全体を考えた上で、時期等も含めて検討させていただくということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） ちょっと確認なんですけど、6ページの人口動向等なんですけど、推定値で2020年度の総人口を7,244人、ふえる計画ですよ、これ。非常に微妙だなあといいながら見ていたところがあるので、この数字がそのままいいのかどうかの確認と、それともう一つ、あくまでも今回は基本構想が10年、基本計画の前期で5年という話、ここは理解できます。できるんですけど、実施計画3年とかいう部分のことがどう出てくるかによって、これをどう進めていくのかという話にもなってくるかと思われると思いますので、そこの実施計画という部分はどのようにされるのかという部分をお願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 推計人口については一度確認をしたいと思いますので、今、ちょっと即答は。前の創生人口ビジョンで出ておる数字を持ってきておりますので、御理解ください。

それと、各分野別の実施計画というか、個票になりますが、まずは各課に前期の5年のうち、まず3年に実施する計画表を個票で作成するように依頼をしております。まだそれが今作成中ですので、それがまとめ次第、一覧表にして、また議員の皆様にはできるだけ早い段階で配付をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

今の実施計画の一覧表につきまして、早急にまとめるようにはしております。何とか最終日の議会終了後にお配りができたという予定はしております。何とか配付できるように頑張りたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、

詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第19号 関ヶ原町職員の修学部分休業に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の86ページをよろしくお願ひいたします。

本条例の制定につきましては、地方公務員法第26条の2に基づき、条例を整備するものでございまして、提案説明にもございましたが、職員が申請した場合におきまして、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学に必要と認められる期間中、勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるというものでございます。

この趣旨につきましては、第1条のほうで定めてございます。

第2条につきましては、修学部分休業について定め、第1項では、承認する時間の範囲と時間の単位を定めてございます。

同条第2項では、修学先である教育施設を1号から3号に定めており、同条第3項で、修学に必要なと認められる期間を2年と定めているものでございます。

第3条につきましては、修学部分休業の取得中の給与について定め、承認を受けて勤務しない場合につきましては、1時間当たりで算出した額を減額し、支給をするという規定でございます。

第4条につきましては、承認の取り消し事由について、それぞれ1号から3号に定めてございます。

第5条につきましては、規則への委任を定めており、平成30年4月1日から施行をするものでございます。御審議賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、詳細説明を

省略いたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第25号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほどありましたように、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されましたので、それに合わせて改正を行うものでございます。

議案資料の12ページをごらんください。

改正点につきましては、現条例では、後期高齢者医療の被保険者が入院等をした場合の住所

地特例をこの第3条で規定しておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設、追加されました。これは、国民健康保険の住所地特例となっているものが、75歳になったこと等により後期高齢者医療の被保険者となった場合にその住所地特例を引き継ぐこととなるということでございます。

これに伴いまして、町の条例におきましても後期高齢者医療で同様の扱いをするということで、第3条の第5号にこの規定を追加させていただいております。

あわせて、第2号、第3号、第4号につきましても、同様の住所地特例の規定ではございますが、これは後期高齢者から後期高齢者ということの規定でございますので、あわせて同じように国民健康保険からの住所地特例を引き継ぐということで準用規定を追加させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第26号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案資料の13ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、制度の広域化と、それに付随して見直しを行うもの、また国民健康保険施行令の改正に伴うもの等により改正を行うものでございます。

まず、第1章の章名の改正及び第1条の改正でございますが、広域化によりまして県も運営主体となったことによりまして、国保事業のうちの町が担う事務を規定するという事となりましたので、それに伴う改正でございます。

第2章の章名、並びに第2条の見出し及び本文の改正につきましては、県における国民健康保険運営協議会の設置に伴いまして、町の既存の運営協議会の名称を変更するものでございます。

第9条の2につきましては、法施行令の改正に伴いまして、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、13ページから15ページにかけて長い改正がございますが、ここにつきましては、賦課総額の算出につきまして、ここでいう1号ですね。1号で算出見込み額になりますが、ここから2号の算入見込み額を控除するという規定でございますが、今回の制度改正に伴

いまして、歳出項目の納付金や歳入項目の保険給付費等交付金など、新たにできた項目や、歳出項目の各種拠出金や歳入項目の国庫支出金など、なくなった項目がございますので、それらを整理し直したものでございます。後に出てまいります17ページの第13条の6及び19ページの第13条の7につきましても同様でございます。

続きまして、16ページの第13条第1号及び第2号につきましては、近隣の市町村に比べまして本町における資産割の保険料率が非常に高いため、今回の制度改正に合わせて、段階的に是正を進めていくために改正をするものでございます。

来年度につきましては、資産割の賦課割合のうちの100分の6を所得割に移行し、所得割を100分の41、資産割を100分の12とさせていただくものでございます。

これにつきましても、後ほど18ページの第13条の6の6第1号、第2号及び20ページの第13条の11第1号及び第2号に同様の改正が出てまいります。よろしくお願いいたします。

続きまして、16ページの第13条第3号及び第4号でございます。これにつきましては、納付金の導入に伴いまして、納付金算定時の被保険者数及び世帯数を使用するということとなりますので、これについて改正を行うものでございます。

これにつきましても、後ほど18ページ、第13条の6の6第3号及び第4号、20ページ、第13条の11第3号及び第4号におきましても同様の改正がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして17ページ、第13条の6についてでございます。現条例におきまして第10条第1項とあるものを第10条と改正するというところでございますが、これにつきましては、規定をしております賦課限度額との比較という部分でございますが、これにつきましては、第1項のみならず、第2項についても考慮して比較をしなくてはならないということであって、第2項を入れるべきということであり、第2項を入れるというような改正でございます。

これにつきましても、後ほど20ページ、第17条第1項につきましても出てまいりますので、これについて同様の改正でございます。

17ページ、第13条の6の第3項、58万円という部分でございます。この58万円という部分につきましては、法施行令の改正に伴い賦課限度額を改正するものでございます。

これも後ほど、20ページ、第17条第1項及び第3項と第4項に同様に出てまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、21ページの17条第1項第2号及び第3号につきましては、軽減判定の際に、被保険者に乗じる金額を、法施行令の改正に伴いまして、5割軽減につきましては「27万円」を「27万5,000円」に、2割軽減につきましては「49万円」を「50万円」にそれぞれ改正するものでございます。

22ページ、第22条につきましては、保険料の減免対象者として、刑事施設に収容されている

者を追加するものでございます。

第22条の3につきましては、雇用保険受給資格者証の提示義務を緩和するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

まず初めに、先ほどの5番 田中議員よりの質問に、三宅住民課長、お願いします。

○住民課長（三宅芳浩君） 先ほど介護保険特別会計の補正の中で居宅介護サービスの伸びがあるということで、その件数はどれだけかというような御質問をいただきまして、そのときに即答できなかったんですが、ちょっと担当のほうに再度確認をしたんですが、やはり申しわけございません。保険者ということで、実際の件数というところまでの資料はうちのほうでは持っていないということでございます。あくまで請求による金額ということになりますので、済みません、お答えできるのは、昨年度の給付費に比較しまして、今年度は予測としてどんなものかというような金額ということで御了承いただきたいと思います。

それで、居宅介護でございますが、これにつきましては、昨年度2,400万円ほどの給付でございましたが、3月末で見込みとしまして3,500万円ぐらまでいくということで、1,100万円ぐらふえるんじゃないかと。

それから、訪問看護でございますが、平成28年度で1,700万円ほどでございましたが、これが3月末で2,000万円ほどになるんじゃないかということで、これが300万円ほどふえるという見込みです。

それから、短期入所でございますが、これが平成28年度4,650万円でございますが、それが見込みで4,800万円ということで、150万円ぐら伸びるんじゃないかということで補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（子安健司君） それでは、議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第27号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

資料につきましては、23ページをよろしく願いいたします。

今回の改正につきましては、第7期介護保険事業に必要となる第1号被保険者の保険料について、計画に基づき変更が必要となりますので、改正を行うものでございます。

第2条に保険料率を定めておりますが、ここの部分で、まず平成30年度から平成32年度の改正ということで、この3年間の保険料におきまして、基準月額を現在の月額5,600円から5,900円に改正をさせていただきたいということでございます。国の基準としまして、9つの段階に区分しておりますので、それに合わせまして、第5号を基準額としまして、5,900円の12カ月分、1年間として、年間7万800円に、他の各段階も基準額に合わせまして、規定割合にて算出した額に改正するものでございます。

第2項につきましては、第1項第1号の基準額に対する規定割合「10分の5」を「10分の4.5」とする規定でございますが、これも第1項の改正に合わせまして改正をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 前回の全協で大体説明を受けまして、その後いろいろと調べてみたんですが、まず1つは、今年度の収支残高8,000万円ぐらいになるというふうにこの間聞いたんですが、この8,000万円の黒字というのは事業計画の中にはどのように反映されているのか伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） この8,000万円でございますが、全協のときにもちょっとお話をさせていただきましたが、基金が今全然ないという状況です。8,000万円という現金でございますが、これは実際県のほうに借金をしておいた状況ですね。今年度まで3年間で3,000万円お返しをするという状況でございますが、これがやっとなくなるという状況でございます。今の8,000万円というのは、あくまで現金を回していくというのに必要なお金というふうに思っております。

また、計画につきましては、算出の式を入れさせてもらいましたが、実際に第7期で幾ら必要かというような計算をしております。式の中に、途中で基金残高からどれだけ繰り入れるかというような数字が入ることになるんですが、実際関ヶ原町としまして、それを入れるというお金が今のところできないということで計算をされておりますので、そういう結果としまして5,900円という数字が出てきたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 介護保険の仕組みとして、かかった費用の1割は自己負担、個人負担、

利用者負担。残りの9割を国が25%、町と県がそれぞれ12.5%ずつ、あと第1号被保険者が22%、40歳から64歳までの第2号被保険者が28%という負担仕組みになっていると思うんですが、例えばよく補正予算で国や県に精算して返すということがあると思うんですけど、それは個人に返す仕組みはないということなんですかね。要は8,000万円残りました。この3年間で3,000万円、県に借金分を返したわけですから、1億1,000万円は余ったというか、そういうふうに思っていて、その分が次年度に反映されるならまだしも、反映されずに保険料だけアップするというのはちょっと私は納得がいかないなと思ったので、国や県に対しては精算分として返すけれども、個人の被保険者には返さないというのはちょっと腑に落ちないんですが、わかりますか、私が質問した意味合いは。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 償還分ということでいつも補正させていただいている分は、要は今の割合で計算をして、実際それだけだったんですけど、国と県、支払基金からもらい過ぎていたから、それをお返しするという形のもので、その中に個人からもらい過ぎという形ではないと思うんです。確かにサービスが予定よりも伸びなかったということで、収入が支出を上回って、若干の利益とは言わないですけど、余剰金が発生するということとはございますが、実際介護保険事業を運営していく上で、最低そういう現金がないことには全然お金が回っていかない状況ですので、実際基金もそれ以外に、本来普通ですと月当たりの給付費が今は5,000万円ぐらい支出をしなくてははいけない。もうちょっとあるんですけど、五千何百万円あるんですけど、その2カ月分、3カ月分の基金は基本的に本来必要ではないかと思われておるんです。それが今ゼロの状況ですので、その中で5,900円という数字はかなり気張った数字かなという形でこちらのほうは考えておりますし、この前お話ししましたように、実際に負担割合が22から23になるとか、処遇改善とか、消費税の関係で介護報酬の見直しがかかるとか、そういうことがございますので、その分で実際にその300円は完全に食ってしまうというような状況ですので、あの折にちょっと町長も話をさせていただきましたが、実際にはサービスが、第6期は実際計画どおりには伸びなかったという状況はあるんですが、今回、そんなに余分に伸びを見ておるわけではございませんので、実際には1,000万円、3年間で3,000万円が残るか残らないかというような、それが基金に回せるかどうかというような形の状況ではないかと思っております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第28号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明いたします。

先ほど町長からもございましたが、今回の改正につきましては、介護保険法の改正によりまして、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されましたので、基準を条例において制定することとなりますので、制定させていただくものでございます。

内容につきましては、まず国の指定居宅介護支援の基準に従って定めるというのが原則でございます。

第1章から第6章で構成をいたしております。

第1章におきましては、指定に当たっての居宅介護支援事業の基本方針を示してございまして、第2章におきましては、指定の対象の資格を規定しております。

第3章におきましては、従業者の員数及び管理者の設置義務や資格等についての基準を規定しております。

第4章におきましては、運営全般に関する基準が規定してあり、この内容につきましては、既に条例で定めております指定介護予防支援等の基準条例がございますが、この内容とほぼ同様の内容となっております。

第5章におきましては、基準該当居宅介護支援の事業の場合の準用規定でございます。

第6章は、規定外の事項の町長への委任規定でございます。

施行期日につきましては、一部の経過措置事業を除きまして、平成30年4月1日となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第29号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第29号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、これも国の指定介護予防支援等の基準省令が改正されましたので、それに合わせて改正を行うものでございます。

資料の24ページからごらんください。

改正点につきましては、第2条第3項におきまして、介護保険法の改正に伴う項のずれがございますので、それを改正するものでございます。

以下、条項のみの改正につきましては、同様に介護保険法の改正、もしくは本条例のこの改正に伴います条項のずれでございます。

続きまして、同条第4項につきましては、連携に努める相手として、「指定特定相談支援事業者」を追加するものでございます。

第5条第2項以下、その他の改正につきましては、指定介護予防支援事業者と利用者やその家族、もしくは主治の医師、歯科医師、または薬剤師との情報の共有を進めるため、所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第30号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、この条例につきましても、国の指定地域密着型サービス基準省令が改正されましたので、それに合わせて改正を行うものでございます。

議案資料の28ページ以下をごらんください。

改正点でございますが、目次の改正及び第1条、第2条につきましては、介護保険法において、高齢者や障害者がともに利用できる共生型地域密着型サービスが規定されましたので、それに伴う所要の改正を行うものでございます。

あわせまして、33ページから35ページにかけて、第3章の2に新しい第5節を追加しておりますが、共生型地域密着型通所介護の従業者の員数等の基準及び準用規定を新たに規定するものでございます。

済みません。また29ページにちょっと戻りますが、第5条第1号及び32ページ、第46条第1項につきましては、資格に研修の修了者を追加規定したものでございます。

再度、29ページに戻りまして、第6条第2項から、31ページの第39条第1項及び33ページ、第47条第2項につきましては、基準を緩和するための規定の改正でございます。

また、30ページの第6条第5項につきましては、介護保険法におきまして、介護医療院とい

う施設が介護保険施設として規定されましたので、追加されたものでございますが、これによって、本条例においても追加するものでございます。

以下、37ページ、第61条等、同様な改正が出てまいります。同様にございます。

続きまして32ページ、第39条第4項につきましては、現在の条例では努力規定としておりますが、それを義務規定としたものでございます。

36ページ、第59条の25につきましては、定員を「9人」から「18人」への増、同条の27及び38につきましては、単なる運営規定という規定ではなくて、重要事項に関する規定であるという、厳密に規定を変えるというような改正でございます。

37ページ、第65条第1項につきましては、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者数の上限を規定しておりますが、もととなる施設がユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合につきましては、新たに上限人数を規定するものでございます。

38ページ、第65条第2項及び39ページの第82条第1項につきましては、新たに、後に追加されます第191条第8項を引用する改正でございます。

42ページ、第117条第7項につきましては、緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束につきまして、さらに適正化を図るための措置に関する規定を追加するものでございます。以下、同様な規定が出てまいります。同様の改正でございます。

43ページ、第130条第7項及び45ページ、第151条第8項につきましては、代替職種として、「言語聴覚士」を加えるというものでございます。

44ページ、第151条第3項につきましては、規定内容に変更はありませんが、文章をわかりやすく整理した改正でございます。

46ページ、第165条の2につきましては、入所者の病状の急変等における対応方法をあらかじめ定めることとした規定を、また第168条及び48ページ、第186条につきましては、その緊急時の対応方法を重要事項に関する規定として定めておくこととして、この事項を追加するものでございます。

48ページ、第191条第1項以下ですが、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が新たに規定されますので、それに伴いまして、各規定にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る規定を追加するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 済みません。ちょっと私の勉強不足かも知れませんが、資料のほうの42ページ、117条の7の(3)介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するという部分で、多分これからそういう部分で拘束等の適正化に向け

て市町村が管理をしなきゃいけないという部分になってくると思うんですけど、定期的という部分の表記だけでいいんですかね。何カ月に1回とかはどうでしょうか。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 申しわけございません。何カ月にというような規定はございませんが、基本的には国の指定地域密着型サービス基準に従うということで、今回のその基準の改正においては、基本的にはこのような表現ということで、それを準用させていただいているというような形でございます。これは、町が管理するというより、実際には事業所に対する基準でございますので、実際に何回やらなきゃいけないというようなことまではここでは規定はしていません。例えば監査をするとか、そういう場合に実際何回やっているのかというようなことは聞くことにはなると思うんですが、町がこれでどうこうしていくということではなくて、事業所がこの基準に沿った事業所を立ち上げるとか、今やっている事業所をそれに合わせて事業を運営するように指導するというような形の基準ということで、そこまでの基準はまだ定めてはおりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） ちょっと補足なんですけど、今の指定認知症対応型共同生活介護事業者というのは、関ヶ原町で当たるところは今現在あるのかないのかだけ教えてください。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） この認知症対応型共同生活介護事業者というのは、東町にありますうららびよりもこれに当たるのではないかと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） ちょっと恥ずかしい質問かも知れませんが、介護医療院というのが新しくここへ出ているんですけど、介護医療院というのはどういう定義というか。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） これは、今度改正になって、療養型に医療型と介護型があって、今度、介護型の療養型というのはなくなります。そのかわりにできたのがこの介護医療院というふうになります。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第31号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第31号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この条例の改正につきましても、国の指定地域密着型介護予防サービスの基準省令が改正されましたので、それに合わせて改正を行うものでございます。

議案資料の55ページをお願いいたします。

第5条につきましては、従業院の員数に関する基準の規定でございますが、介護医療院が介護保険法において介護保険施設として追加規定されましたので、その施設を追加するものでございます。以下、他の条においても同様でございます。

第9条につきましては、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用者数の上限を規定しておりますが、もととなる施設がユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合におきまして、新たに上限人数を規定するものでございます。

議案資料の56ページをお願いいたします。

第44条第6項の表の下側の表内の左欄につきましては、字句の間違いの訂正でございます。

議案資料の58ページに飛びますが、第78条第3項につきましては、緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束について、さらなる適正化を図るための措置に関する規定を追加するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第32号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第33号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 議案第33号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

都市緑地法の改正によりまして、市民緑地認定制度の創設に伴い改正を行うものでございます。

議案説明資料の61ページをお願いいたします。

第1条の4は市民緑地認定制度の創設に伴い、1人当たりの敷地面積の標準に追加するものでございます。

第1条の6第6項は、公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合を100分の50とするものでございます。

なお、当町におきましては、該当する市民緑地はございません。よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 澤居久文君。

○7番（澤居久文君） 確認だけさせていただきます。都市公園、町には桃配だけですか。ちょっと確認です。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 議員のおっしゃるとおり、桃配運動公園のみでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございません。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第34号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第34号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料の62ページをお願いいたします。

第18条第2項におきまして、児童福祉法第6条の4において、新たに法定化がなされました養子縁組、里親の定義が加えられましたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

また、先般ありました議案第19号で職員の修学部分休業の条例の制定を御説明申し上げましたが、企業職員におきましても同様とするため、修学部分休業を追加させていただき改正でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第35号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

議案第36号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第36号について御説明を申し上げます。

議案資料の65ページをお願いいたします。

提案説明にもございましたが、現在、関ヶ原町におきましては消防団の報酬は県下でも低額であり、団員の処遇改善の一環といたしまして、このたび消防団員の報酬を引き上げるものでございます。

報酬を定めます第12条におきまして、団長、副団長、分団長につきましては年額1,500円、また副分団長から団員につきましては年額で1,000円を引き上げる改正内容となっております。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

議案第37号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第37号について御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係ります損害賠償の基準を定める省令の一部を改正する政令によりまして、補償基礎額の改正を行うものでございます。

損害補償の支給が基準政令で定められております補償基礎額を基礎としておりますが、主といたしまして非常勤消防団員の扶養を受けていた者がある場合は、常勤職員の扶養手当に準じて、この補償基礎額に一定の金額を加算するということとされてございます。この常勤職員の扶養手当につきましては、給与法の改正によりまして、扶養手当の支給額が改正されたことに伴いまして、この補償基礎額に加算額についても改正を行うものとなっております。

議案資料の66ページ及び67ページをお願いいたします。

第2条につきましては、引用部分を明確にするため、第36条に第8項という項を追加させていただきます。

次に、補償基礎額を定める第5条第3項においてでございますが、政令によります区分第1号に該当する扶養親族については、1人につき「330円」から「217円」に改正をされることにより、第3号から第6号も同額となるものでございます。区分第2号に該当する扶養親族につきましては、1人につき「267円」から「333円」に改正するものとなっております。

また、第1号及び第2号に該当する扶養親族がない場合においては、基準政令で削除がなされておりますので、合わせて削除をいたした内容となっております。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第40号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略いたします。

続きまして、議案第41号 平成30年度関ヶ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

柴田副町長。

○副町長（柴田安寛君） それでは、平成30年度関ヶ原町一般会計予算等の総括説明をさせていただきます。

お手元の資料の平成30年度予算資料、中にカラーのグラフの入っているものをお願いいたします。

まず、1ページ目でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、平成30年度の予算は、特別会計等を含めまして総額72億22万8,000円で、前年比7.2%の減となっております。そのうち一般会計は36億4,080万円で、前年に比べまして1,200万円の減、率としましては0.3%の減の予算となったところでございます。特別会計につきましては、後期高齢者医療特別会計、介護サービス事業特別会計、今須農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計で増額となりましたが、国民健康保険特別会計（事業勘定）、国民健康保険特別会計（直診勘定）、介護保険特別会計、玉農業集落排水事業特別会計が減額となったため、特別会計全体で13.6%の減となったところでございます。企業会計につきましては、水道事業会計が、建設改良費の減等により減額予算となっております。

それでは、一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いします。

各款の前年度との比較でございますが、主な増減要因につきまして御説明させていただきます。

まず議会費でございますが、95万5,000円の増、1.8%の増で、人件費の増によるものでございます。

総務費でございますが、1,873万6,000円の減、4.1%の減となっております。これは、養老線管理機構助成金や県議会議員選挙費、マイナンバー関係経費等の増がありましたが、人件費や総合計画策定業務、固定資産評価基礎資料整備委託等が減になったことによるものです。

民生費でございますが、4,413万9,000円の減、4.8%の減でございます。これは、老人福祉センター解体事業の完了に伴うものでございます。

衛生費ですが、352万3,000円の減、0.5%の減となっております。これは、人件費及び水道事業会計への第4次拡張事業に対する補助金が増となりましたが、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金や斎苑施設改修工事が減となったためでございます。

労働費ですが、昨年度と同額となっております。

農林水産業費ですが、879万9,000円の減で、6.8%の減となっております。中山間地域総合整備事業が増となりましたが、人件費及び広域農道開通式経費、今須杉ブランド化による地域活性化事業、林道橋梁点検業務等が減となったことによるものです。

商工費ですが、469万3,000円の増、3.4%の増となっております。これは、都市再生整備事業等が減となりましたが、人件費が増となったことによるものでございます。

土木費ですが、978万4,000円の増、2.7%の増となっておりますが、これは、道路点検業務や道路新設改良工事費が減となったものの、橋梁補修工事や都市計画基礎調査等業務、公共下水道事業特別会計への繰出金が増となったためでございます。

消防費ですが、2,143万9,000円の増、14.6%の増となっております。これは、消防団の消防ポンプ車購入に伴うものでございます。

教育費ですが、1,715万2,000円の増、4.3%の増となっておりますが、これは、複式解消加配教諭経費や英語指導員経費、歴史民俗資料館改修工事設計業務等の増によるものです。

各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。歳出科目の増減理由と一部重複いたしますが、簡単に説明させていただきます。

義務的経費は、人件費が2.8%の増、公債費が、平成26年度臨時財政対策債の据置期間終了等により2.6%の増となりました。

投資的経費につきましては、普通建設の補助事業ですが、4,795万2,000円の減、47.7%の減となっておりますが、主なものは史跡整備事業によるものでございます。

その他の経費の物件費については、4,162万9,000円の減、5.7%の減となっております。これは、道路点検業務や林道橋梁点検業務、総合計画策定業務等の委託業務の減等によるもので、補助費等の1,756万円、3.2%の増については、水道事業会計の第4次拡張事業に対する補助金の増によるものでございます。繰出金につきましては、1,777万7,000円の減、2.2%の減となっております。これは、国民健康保険特別会計（事業勘定）及び国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金の減等によるものでございます。

以上でございますが、特別会計等への繰出金と負担金、補助金につきましては11ページに内容が記載されております。また、13ページに基金残高の見込みの一覧表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより歳出について順次説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思っておりますので、御了承願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はしませんが、何ページということを示していただき、順次説明をお願いいたします。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、お手元の平成30年度予算主要事業説明一覧表にて御説明を申し上げます。

1ページをよろしく願いいたします。

総務管理費のふるさと納税事業の262万1,000円でございますが、平成30年度はふるさと納税額500万円の見込みをいたしまして、返礼品等に係る支援事業費でございます。

次に、庁舎内情報化推進事業でございます。3,329万1,000円でございますが、こちらは情報システム関係などの基本的な経常的な経費でございますが、平成30年度におきましては、マイナンバーの導入に関連し、セーフティー強化関係の経費等の増額によりまして、前年比約20%の増額となっております。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 続きまして、総務管理費の宅地開発支援事業ですが、250万円につきましては、民間分譲宅地開発支援奨励金として50万円の5区画分を計上させていただいております。

また、移住・定住推進事業につきまして、古戦場を活用した移住・定住促進業務として150万円計上しておりますが、内容としましては、古戦場を活用した婚活イベントや体験型イベントにより関ヶ原のよさをPRし、移住・定住につなげていきたいと考えております。こちらに

については100%補助対象となっております。

また、空き家改修等補助金、限度額30万円の3件分の90万円、親・子世帯同居近居支援補助金も限度額30万円の3件分の90万円、また新年度より新たに移住・定住対策といたしまして、空き家家財道具処分等補助金、限度額10万円の3件分の30万円と、移住・定住促進住宅支援事業補助金ということで、限度額30万円の7件分の210万円を計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、ふれあいバスの運行事業費でございます。こちらにつきましても、今年度と同様、引き続き継続運行を行いますので、委託料等を含めまして846万円を計上させていただいております。

○会計管理者兼税務課長（藤田栄博君） 徴税费でございます。2ページをお願いします。

2ページまでのシステム料については例年と変わりはありませんが、2ページの上から2段目の固定資産税委託料ですが、797万8,000円。そのうちの固定資産評価基礎資料整備委託料、これは平成33年度の評価がえに向けての委託料で745万2,000円を計上してございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく2ページでございますが、選挙費でございます。県議会議員の選挙、また町議会議員の選挙で経費を見させていただいております。こちらは、平成31年4月が統一となっております。ここで平成31年度の経費を見させていただいておりますのは、4月の当初になりますので、県議会議員の告示等がまだ決まっておられません、3月末ということも考えられますので、県議会議員の選挙につきましては202万1,000円、また町議会議員選挙におきましても選挙管理委員会等の開催が予想されますので、委員会等の経費といたしまして3万7,000円を当初予算のほうへ計上させていただいております。

○住民課長（三宅芳浩君） 民生費でございます。社会福祉費、小規模授産事業でございます。これにつきましては、種々検討しておりますが、来年度につきましては、従前どおり指定管理の委託事業ということでやらせていただきたいと思いますと思っております。1,164万2,000円でございます。

それから、国民健康保険事業ですが、6,926万3,000円ということで、特別会計のほうへの繰出金でございます。

次ページでございます。障がい者自立支援事業でございます。自立支援の福祉サービスを行うものでございますが、1億1,894万9,000円でございます。

その下の地域福祉計画策定事業でございますが、これにつきましては、来年度アンケート調査を実施する予定をしておりますので、116万1,000円を計上させていただくものでございます。

長寿者褒賞事業につきましては、来年度3名の方を予定しておりますので、100歳のお祝いということで60万円の計上でございます。

高齢者温泉利用料金助成事業ということで新たに事業を立ち上げさせていただきました。池

田温泉入浴料の助成事業を実施するものでございます。500円のところを300円ということで券を交付させていただきたいと思っております。社会福祉協議会のほうに委託して実施を予定しております。

介護保険事業運営事業費でございますが、これも特別会計のほうへのルール分の繰り出しということで、1億2,484万4,000円でございます。

その下の後期高齢者医療事業につきましても、これもルール分でございます。1億2,507万9,000円の繰り出しでございます。

児童福祉費でございますが、2つ目の入学祝い金支給事業でございます。計100人を見込んでおります。300万円でございます。これにつきましては、特に早く支給ということの要望がございますので、それに何とかできるように支給の業務を進めてまいりたいと思っております。

次ページになります。2つ目の障害児施設給付事業でございます。これにつきましては、児童福祉法に基づきます障害児の施設利用ということで、児童発達支援、放課後デイサービス等への支給ということになりますが、これがかなり伸びております。1,066万2,000円ということで計上させていただいております。

それから、保育所の施設改修等事業ということで、施設修繕費と原材料費ということで124万2,000円を計上させていただいております。

○健康増進課長（澤 孝一君） 次、衛生費でございますが、まず国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金で3億1,900万円を計上しております。

健康づくり推進事業10万6,000円、これは栄養教室、栄養改善事業によるものでございます。

母子保健事業といたしまして588万6,000円。それは母子保健事業、食育推進、妊婦健診等と乳幼児健診の助成金、委託金でございます。

予防接種事業におきまして1,479万8,000円。これは予防接種助成事業と委託事業、それに消耗品の経費でございます。

続きまして、健康増進事業として1,700万4,000円。これは各種検診の委託事業費でございます。

あと、自殺予防対策事業として119万円を新たに計上させていただいております。以上です。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 5ページをよろしく願いたします。

合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、来年度につきましては2基分を予定しております。102万9,000円でございます。

斎苑管理事業の右のほうの説明にあります斎苑設備修繕工事740万円につきましては、火葬炉の排煙設備の老朽化に伴う修繕のものでございます。

清掃費の関係で各種負担金がございますが、西南濃粗大廃棄物処理組合負担金につきまして1,764万円、こちらは約250万円ほど減少をいたしております。そのほかは今年度からほぼ変動

はございません。よろしくお願いいたします。

○産業建設課長（西村克郎君） 農林水産業費です。農業費、中山間地域等直接支払事業931万2,000円でございます。こちらにつきましては、耕作放棄地の防止、また農業生産の維持に対しまして有効な事業でございます。平成27年度より5年間の協定で20地区が取り組んでおみえです。平成27年度からは第4期対策となっております。

続きまして、農業生産推進団体活動事業の30万円でございます。この中で、古戦場景観形成取り組み事業として20万円は、笹尾山の下のところでソバの作付を行っておりまして、地域創生の2分の1の補助でございます。

農業次世代人材投資事業、旧の新規就農者確保事業でございますが、300万円。こちらにつきましては、平成26年度から5年間の1人分と、毎年お願いしておりますが、新年度からの5年間1人分を見込んでいるところでございます。

多面的機能支払交付金事業317万1,000円につきましては、農業・農村の多面的な機能の維持、また地域活動を支援するものでございます。平成26年度から5年間の7協定と、27年度より5年間の3協定に対する交付金でございます。

県営中山間地域総合整備事業1,305万円でございます。県営中山間地域総合整備事業に伴う負担金でございます。事業費8,700万円に対しまして15%の負担金でございます。

6ページをお願いいたします。

農業6次産業化促進支援事業81万円でございます。こちらにつきましては、6次産業化の促進への支援でございます。玉倉部そばの会への支援を予定しております。事業費が162万円で、県の補助金が2分の1、そちらを81万円渡させていただいております。

林業費です。間伐推進事業としまして200万円。間伐事業に対する補助で、新年度は25ヘクタールを予定しております。また、森林の作業道開設を2路線予定しております。

有害鳥獣捕獲事業1,171万8,000円、この中で、後の説明にございますが、新年度におきましては、捕獲した個体を焼却する前の保管用の冷凍庫の設置を予定しております。281万7,000円のうち、県の補助が10分の5.5、100分の55でございます。

最後に、山のみち地域づくり交付金林道事業としまして781万5,000円でございます。緑資源幹線林道に伴います事業推進費で541万5,000円と、整備のほうでございますが、県代行事業負担金としまして200万円、4,000万円の5%の負担金でございます。また、立木補償として40万円でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費です。関ヶ原観光まちづくり推進事業、笹尾山における観光誘客に向けたイベント等の事業です、800万円。

関ヶ原観光協会運営補助金、観光協会強化に向けた補助金として665万5,000円。

関ヶ原古戦場ランドデザイン事業1,058万8,000円、史跡ガイド及びレンタサイクルの受け

付けシステムの構築や、今年度流しましたレンタサイクルの倉庫の撤去工事費などがございます。

あと、消費者行政推進事業として21万8,000円、30年度も月2回、相談員を配置して、相談体制の確立を図っていきたいと思っております。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 土木費でございます。道路橋梁費としまして、道路橋梁事業4,509万6,000円でございます。橋梁点検業務、5年に1度の橋梁点検の最終年度でございます。263万円でございます。また、点検結果を踏まえまして補修のほうでございますが、橋梁補修の設計、新明橋でございますが、379万円。また、維持の舗装補修工事等でございますが、3,867万6,000円でございます。この中につきましては、維持工事と藤下地内の藤下橋の補修工事、また広域農道の除草工事が含まれております。

続きまして、道路橋梁新設改良費1,147万2,000円でございます。道路改良工事として1,147万2,000円でございますが、工事の内容につきましては、中山道山中線の道路改良工事第2期工事でございます。また、小池玉線ほかの道路改良としまして、第7工区でございます。門間貝戸線舗装改良工事の第2期工事も含まれております。

また、県営道路改良事業としまして400万円、こちらは県営事業の負担金でございます。県道岐阜関ヶ原線の4車線化に伴う工事の負担金でございます。

河川費としまして、県営急傾斜地崩壊対策事業の500万円、こちらは今須地内の西谷地内におけます5,000万円の工事に対する10%の負担金でございます。

都市計画費としまして、都市計画推進事業1,009万7,000円でございます。こちらにつきましては、都市計画基礎調査、また区域マスタープランの作成業務でございます。工場の立地適正適地選定及び土地利用の構想、また景観計画の一部策定も含まれておりまして、2カ年の計画となっております。初年度は963万2,000円で、平成31年度に327万9,000円を予定しております。以上でございます。

○西消防署長（山本喜嗣君） 8ページをごらんください。

消防費でございます。不破消防組合負担金といたしまして1億2,540万2,000円でございます。

あと、ここには記載されておられません。消防設備費といたしまして、西部分団の消防車の更新を図るということで、2,189万5,000円を計上しております。これは消防車が平成8年製ということで、とても古いということをお願いします。以上です。

○教育課長（岩田英明君） 続きまして、教育費、教育総務費、放課後児童クラブ事業でございますが、こちらは今年度留守家庭児童教室から受け入れ対象や保育時間を変更して運営をしているところであります。現在、30名程度が入室しておりまして、事業費は944万8,000円となっております。その主な内訳としましては、支援員の賃金が697万4,000円、食糧費等を含む需用費が185万円となっております。こちらは、対象経費に対して、国3分の1、県3分の1の

交付金の対象事業となっております。

続きまして、同じく教育費、小学校費、小学校施設整備事業の486万5,000円でございますが、こちらにつきましては、関小給食室のコンビオープン取りかえが274万3,000円、食器消毒保管機取りかえが2台分で175万5,000円、今須小学校の給食室のエアコン設置等が36万7,000円となっております。

続きまして、9ページでございます。

社会教育費、文化財保存事業550万3,000円でございますが、こちらの主な事業としましては、9月議会で補正対応させていただきました玉地内鍾乳洞前にあります町指定の史跡、日本武尊居醒の泉の復旧に向けた試掘調査の結果を受けまして行う清水の復旧工事324万円でございます。こちらは補助率2分の1の県清流の国推進補助金を活用して行うものでございます。

その下の史跡ガイド養成事業、事業費200万円でございます。こちらは今年度から始めましたガイド養成に特化した事業で、今年度は31名の受講者があり、受講基準を満たした25名ほどの方がガイドに登録をしていただく予定となっております。来年度も継続して行うものでございます。内容としましては、新たな受講者のための講座開設と、既にガイド登録していただいている方たちの研修施設などを予定しております。なお、この事業は、2分の1補助の地方創生推進交付金の対象となっております。

○地域振興課長（高木久之郎君） 史跡整備事業でございますが、8,519万5,000円。平成30年度につきましては、開戦地指定地付近と製作所が整備する人間村開放プロジェクトをつなぐルートなどをカラー舗装し、観光客の方が周遊していただけるように、周遊しやすいようにというふうに考えております。人間村開放プロジェクトでは、カフェやワークショップスペース、トイレ、駐車場を整備していただけるため、開戦地や島津陣地を周遊していただける場というふうに考えております。もう一つ、決戦地におけるトイレの整備を考えております。現在、既存トイレが和式で老朽化、また車椅子等のバリアフリー化もされておられませんので、こういった対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（子安健司君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

柴田副町長。

○副町長（柴田安寛君） それでは、引き続き、一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほど歳出の総括説明をさせていただいた資料のほうをお願いいたします。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

最初に町税でございますが、全体で12億6,320万8,000円、前年と比べ1,497万円の減、1.2%の減となっております。

町民税が主に法人税の減により627万円の減、固定資産税が償却資産の減等により700万円の減となっております。

譲与税交付金につきましては、地財計画等、これらの実績によりまして予算化をしております。

飛んでいただきまして、国庫支出金ですが、4,718万4,000円の減ということで、主なものとしまして、国民健康保険基盤安定負担金や史跡整備事業に伴う歴史生き生き史跡等活用整備事業補助金、都市再生整備事業の完了に伴う社会資本整備総合交付金の減等に伴い、22.4%の減となっております。

県支出金ですが、674万1,000円の増、2.8%の増となっております。これにつきましては、林道橋梁点検保全整備事業補助金や関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金等が減となりましたが、国民健康保険基盤安定負担金、関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金、清流の国ぎふ推進補助金等が増となったことによるものでございます。

寄附金ですが、ふるさと納税につきましては、平成29年度の決算見込みにより減額させていただいております。

繰入金でございますが、財源不足を補うため、2,000万1,000円を増額させていただいております。

繰越金につきましては、例年5,000万円前後を予算計上しており、平成30年度も5,000万円を計上させていただいております。

町債につきましては、1,300万円の増、6.2%の増ですが、臨時財政対策債等、前年度同様、最小限の予算としております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。自主財源と依存財源の円グラフですが、平成30年度は、7ページの比較表にもありますが、法人税や償却資産の減に伴う固定資産税の減により町税が減となりましたが、分担金及び負担金や基金繰入金の増によりまして、平成29年度に比べ自主財源の比率が少し高くなっています。

以上、簡単ですが、歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（子安健司君）　ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後2時08分

再開　午後2時20分

○議長（子安健司君）　休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

次に、議案第42号　平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君）　議案第42号　平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度予算額1億1,330万円で、平成29年度当初予算額1億1,320万円に対しまして10万

円の増加でございます。増加につきましては、口腔検診委託料の増加がございますので、それを見込んでおります。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第43号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第43号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について御説明申し上げます。

平成30年度予算額8億8,090万円でございますが、平成29年度当初予算額11億4,530万円に對しまして2億6,440万円の減少でございます。これにつきましては、人口の減少に伴い被保険者数の減少もあり、それに伴い、保険給付費の減少を見込んだこと及び制度改正により、国保事業費納付金という支出が加わりましたが、平成29年度までありました後期高齢者支援金や介護納付金、共同事業拠出金等の支出が、県が国保事業費納付金等を算定するときに算入されるということになりまして、直接支出をすることがなくなったため、その差額分が減少となったことによるものでございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第44号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の説明を求めます。

小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） それでは、予算主要事業の一覧表の13ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計（直診勘定）の歳出ですが、岐阜大学地域医療学講座寄附金として2,000万円。これは来年度で2年目となります。

今度、医療機器整備事業といたしまして、10年以上使っています機器の老朽化に伴います更新といたしまして、多項目自動血球分析装置を購入させていただきます。超音波洗浄機30万8,000円を購入させていただきます。体温計、その他備品ということで、故障時に対応したいと思っていますので、100万円を計上させていただきました。その他、医療機器のリースとしまして、今年度、眼底カメラと上部消化管ビデオスコープを購入させていただきますが、これらはリース対応として今年度対応させていただこうと思っています。リース対応といたしまして214万7,000円を計上させていただいております。合計で723万5,000円です。

続きまして、施設整備事業といたしまして872万9,000円ですが、これは北棟の元薬局を会議室に今度改修したいと思っていますので、その改修費とエアコンの取り付け費などで94万1,000円。縮小に伴い不用となった地下タンク、オイルタンクですが、この重油タンク2基の廃止の処理工事をさせていただきます。これが112万4,000円です。

続きまして、松尾地内旧医師官舎跡地整備工事ですが、今、解体工事をやっていますが、そ

の後の畑に戻すための土壌整備といたしまして234万4,000円を計上しております。

続きまして、看護師宿舎改修工事といたしまして、現在、所長がこの官舎に住んでいますが、ちょっと手狭で、毎日過ごすのが非常に不便ということが今生じていますので、2部屋を1部屋に改修工事をさせていただこうと思っています。その改修費といたしまして432万円です。

あと、公債費といたしまして、起債の償還が1億1,321万2,000円と、地方債償還の利子といたしまして1,723万4,000円で、合計1億3,044万6,000円となります。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第45号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の御説明を申し上げます。

主要事業は13ページからでございます。

平成30年度当初予算額7億7,320万円でございます。平成29年度当初予算額7億7,750万円に対しまして4,300万円の減少でございます。増加の要因としましては、保険給付費及び地域支援事業費の増を見込んでおります。また、減少としましては、県の財政安定化基金への償還金でございますが、これが3年間で3,000万円の返しが本年度で終わりますので、それがなくなることと、今年度計画しておりました介護保険計画の作成、またシステム改修費等の委託料の経費が減少しますので、それを見込んでおります。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第46号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） それでは、議案第46号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算主要事業説明一覧表の15ページと16ページになります。

まず、施設管理事業におきましては、需用費の修繕費におきまして、施設修繕、ボイラー、浴槽、天井修繕の増で105万円の増。その他の施設管理事業費では、備品購入費、訪問車両の136万3,000円増等で2,018万9,000円を計上させていただきました。

続いて、16ページをごらんください。

居宅サービス事業のヘルパーステーション事業費については、非常勤職員の賃金の減などにより14万5,000円の減で1,869万9,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業費は、職員の人件費の増、時間外手当と非常勤看護師1名の増加と、備品購入費、小型冷蔵庫16万円により、55万円の増で2,907万4,000円を計上しております。

デイサービスセンター事業費では、人件費等の増により約450万円の増で、4,071万3,000円を計上しております。

次に、居宅支援サービス等事業ですが、居宅介護支援事業で約60万円の増、3,541万4,000円、介護予防支援事業で約95万円の増、990万9,000円の計上。いずれも人件費の増によるものであり、今年度予算不足で補正を行っております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第47号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

児玉水道環境課長。

○水道環境課長（児玉勝宏君） 平成30年度玉農業集落排水事業特別会計予算につきまして説明させていただきます。

主要事業説明一覧表の16ページでございます。

玉農業集落排水事業特別会計につきましては、今年度当初予算1,520万円から、平成30年度予算は1,420万円となっております。差額100万円の減額につきましては、起債償還金の減額に伴うものが主となっております。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第48号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

児玉水道環境課長。

○水道環境課長（児玉勝宏君） 平成30年度今須農業集落排水事業特別会計予算につきまして説明させていただきます。

主要事業説明一覧表は16ページでございます。

今年度当初予算5,790万円から平成30年度5,960万円となっております。差額の大半が処理場の流量調整槽のミキサの故障の修理代の増加によるものでございます。そのほかに大幅に今年度からの変更はございません。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第49号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

児玉水道環境課長。

○水道環境課長（児玉勝宏君） 平成30年度公共下水道事業特別会計予算につきまして説明させていただきます。

主要事業説明一覧表は引き続き16ページでございます。

今年度当初予算3億4,400万円から、次年度につきましては4億2,330万円となりまして、7,930万円の増加となっております。

まず、公共下水道施設管理事業ですが、約430万円の増額となっております。処理施設の一般修繕料の増加の分がほとんどでございます。

次に、公共下水道建設事業につきましては、今年度当初予算5,484万1,000円から、次年度予算は1億2,836万4,000円でございます。こちらにつきましては、2カ年計画で実施しております日本下水道事業団に委託しております総合地震対策計画に基づく処理場の耐震補強工事委託2,020万円、2カ年目の分でございます。

玉農業集落排水事業の統合に伴います工事請負費が7,200万円、先ほどと一緒の事業になりますが、総合地震対策計画に基づく管渠に係る耐震補強工事2,100万円が主要事業となっております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては2億77万1,000円でございます。収支ゼロということで予算を立てさせていただいております。

4条予算の資本的収入につきましては2,502万4,000円、支出のほうは1億755万7,000円の予定額でございます。

主要事業説明一覧表では17ページをお願いいたします。

3条関係予算、収益的支出についての主なものの説明をさせていただきます。

原水及び浄水費につきましては、平井浄水場の苛性ソーダの注入ポンプの修繕に61万4,000円、電気保安協会から修理の必要性の指摘を受けております箇所修繕料としまして80万4,000円などを実施いたします。

配水及び給水費につきましては、漏水調査に324万円などを予定いたしております。

続きまして、4条予算の原水及び浄水施設建設改良費につきましては、平井から藤古川浄水場間の送配水管の整備工事を町からの補助を受けまして、2,000万円分、約180メートルの施工を予定いたしております。

また、配水及び給水設備建設改良費におきましては、THK南側における瑞竜架道橋の北側の部分でございますが、陣場野・公門間配水管の整備といたしまして3,240万円、公門地内におきまして配水管が未整備となっており、濁り等が発生している箇所の整備工事としまして367万2,000円を予定いたしております。

以上が重立った内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これで平成30年度の予算関係の説明を終了します。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質問は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

[「ありません」の声あり]

よろしいですか。

[「はい」の声あり]

これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第38号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第50号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計予算は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第50号までについては、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時36分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時40分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に8番 楠達男君、副委員長に9番 川瀬方彦君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、各会計の予算審査の日時は3月9日金曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

日程第55 町議第1号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第55、町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） それでは、町議第1号 関ヶ原町議会議員定数条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正議案につきましては、次の一般選挙から、現行の定数9人から1人減の8人に削減しようとするものです。

定数削減につきましては、平成17年5月に定数12人を9人とする定数削減が行われており、以後、定数の見直しは行われていない現状であります。

また、町行財政改革の中にも掲げられており、議会としてもこれまで議会全員協議会において議論を重ねてきたところであります。

議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることを鑑み、また近年の人口の減少は顕著であり、選出母体である住民の数も現在7,000人余りとなったことを考慮し、町民の意思を決定するにふさわしい規模であることが必要であります。

また、議会として機能すべき議員の一定の集積、本町の地域事情や類似団体との比較を検討されましたが、議員数のいずれが適正数値なのかは基準がなく、最終的には諸要素を総合的に勘案し、現在の本町を取り巻く諸情勢や厳しい財政事情を鑑み、町民の負託を受けた町議会議員として、議員みずから目に見える形で姿勢を示すべく、現行の9人を8人とする定数削減を提案するものであります。

以上、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） これは提案者に質問ですね。その前に、この議員定数の問題、議員定数の改正ということについてはやはり民主主義の根幹の一つだと思っていますし、これは行政側、執行部側にとっても、我々議員側にとっても非常に大事な課題であることは言をまちません。

確かに今、提案理由の中でも触れられていますけれども、人口減少という一つの客観的な条件の中で、それを踏まえて、行政改革審議会でしたか、そこからの町長に対する答申もありますよね。そういう事情はわかるんですけれども、手続としては、せっかく行政改革審議会、正式な名称はちょっと別にして、そこから町長に対して答申が出されたわけですよね、9から8

がいいよということ。そのことを受けたら、本来なら町長提案で議会側に対して提案するのが筋ではないか。もちろん一般論としても、議員が提案するということは法的にも保障されていますから、それが間違いだとは言いませんけれども、この議員定数に関して言えば、町長に対して答申があったわけですよ。我々議員に対して、議会に対して、行革審が答申だとか要望だとかがあったわけではないので、それは今、谷口議員のほうから趣旨があった中で、議員みずから目に見える形でということがありますが、議員から提案すると何で目に見える形なんでしょうかね。私は町長の提案を受けて、そして議会改革委員会なり、何なりの特別委員会を議会でつくって、そこでいろいろもんで、議論した結果、8なら8にしたということも、住民から見れば目に見えるじゃないですか。それを、あえて町長も提案していない、答申も議会にされていないにもかかわらず、みずから提案することの意味について、ここで恐らく目に見える形でというのがポイントだと思いますが、その目に見える形がよく私には理解できませんので、もう一度説明をお願いします。

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） まずもって、行財政改革の中で前回から上がってきています。それで、先ほども言いましたように町村に対する人数の規模というのは規定がないわけですね。人口も減るし、行財政の中で財政的に苦しい部分もあって、要は身の丈に合った、みずからという形で、いわゆる目に見えない形じゃなくて、みずから削るという形を出したいもんで議会から出したということでございます。ただ、議会から出したという中でも、ここで言うてはあれなんですけど、一応行財政改革の中で町長に答申して、町長もそういう意向を受けたという部分の多少のことはあって、こちらからみずから身を削るという形を出したということをお願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質問は。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 何回も全協で議論してきましたので、ここではちょっと確認のことで質問したいんですけど、町行財政改革大綱に掲げられていることがこの理由の一つに上げられておりますけれども、どのような議論がされたのか、されていないのか。確認されていたら、どういう議論をされたのかということをお聞きできればお答えいただきたいということと、町民の意思を決定するにふさわしい規模というのは一体どういうことかということです。先ほど人数の基準がないというふうに言われまして、私も、2015年8月調査による議員定数のランキング、ざっと計算してみたんですが、7,000人台のまちの平均定数は11人なんですね。じゃあ、定数8のところの人口はどんなぐらいかなと思って調べてみたら、2,800人ぐらいなんですね。そういう全国平均から見て、意思を決定するにふさわしい規模というところで、どんなふう

考えてみえるのかなというふうに思いますので、質問します。

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今の質問、全協の中で話ししてみえるんで、田中議員さんもその中身の協議されたことについては、私と皆さん一緒におったわけですので、内容は知ってみえると思っています。

それから、人口に対する議員の人数を今言われましたけれども、それに関しましては、例えば県内においても、いわゆる議員1人当たりの人口の割合というのは、1人に対して、少ないところは342人から、多いところは2,500人というような幅があって、どの数字が正しいかというのは先ほど言ったように基準がないもので、ばらばらであって、例えば坂祝が8,000でも820か、うちは今、人口が7,000人ですよね。8にしても千何百人いるわけですね。そこを考えたときには、全くもって少ないとも言えないし、僕も調べましたけど、全国の町村の中では、7、8というのは千何百ありますけど、下から数えたほうが早いほうの数字になると思います。でも、それは、やはり先ほど言ったように、関ヶ原町として、今後財政的にも苦しい中でどうやってやっていくかといったときに、議員の報酬は低いで悪いですけど、どこでも削れる部分は削っていくということも必要ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。本案については、8人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、8人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 2 時58分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に 4 番 松井正樹君、副委員長に 1 番 谷口輝男君が選任されましたので、御報告をいたします。

なお、審査の日時は 3 月 8 日木曜日午前 9 時から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす 8 日から 18 日までの 11 日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす 8 日から 18 日までの 11 日間は休会することに決しました。

来る 3 月 19 日は午前 9 時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは 12 日月曜日の午後 5 時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3 時07分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 川 瀬 方 彦

会議録署名議員 谷 口 輝 男